

第一部 生產系列

目 次

第一部 生産系列

第1章 生産系列の概要	1 - 1
第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入	1 - 9
第1節 経済活動別生産者(作業分類ベース)	1 - 9
1. 農林水産業	1 - 16
2. 鉱業	1 - 20
3. 製造業	1 - 21
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1 - 30
5. 建設業	1 - 35
6. 卸売・小売業	1 - 36
7. 運輸・郵便業	1 - 43
8. 宿泊・飲食サービス業	1 - 52
9. 情報通信業	1 - 54
10. 金融・保険業	1 - 59
11. 不動産業	1 - 68
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	1 - 70
13. 公務	1 - 74
14. 教育	1 - 75
15. 保健衛生・社会事業	1 - 76
16. その他のサービス	1 - 82
17. 非市場生産者(政府)	1 - 86
18. 非市場生産者(非営利)	1 - 92
19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額	1 - 93
第2節 輸入品に課される税・関税	1 - 97
第3節 (控除)総資本形成に係る消費税	1 - 97
第3章 生産者価格表示の県内総生産	1 - 98
第4章 固定資本減耗	1 - 98
第5章 生産者価格表示の県内純生産	1 - 99
第6章 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	1 - 100

第7章 県内純生産（要素費用表示）	1 - 110
第8章 雇用者報酬	1 - 110
第9章 営業余剰・混合所得	1 - 110
第10章 連鎖方式による実質県内総生産（生産側）	1 - 111

第1章 生産系列の概要

県内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサ - ビス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。県内総生産（粗付加価値）は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。生産者価格表示の経済活動別県内総生産をもとに、県内純生産、県内要素所得等を求めていく。これらの推計は、国民経済計算における経済活動別分類（作業分類）に準拠して行う。なお、経済活動別分類は、国民経済計算の平成23年基準に準拠するものである（国際標準産業分類 ISIC Rev.4 との整合性が図られている分類）。

県民経済計算では、生産系列（生産側）の推計と支出系列（支出側）の推計は、それぞれ別の方法を取っている。生産系列（生産側）の推計は、工業統計調査等より地域特性を反映した基礎統計から推計しており、相対的に支出側推計値より精度が高いものとして、支出系列（支出側）に「統計上の不突合」を計上する¹⁰。

県民経済計算の「生産系列」にかかる表章は、主要系列表「経済活動別県内総生産（名目 / 実質）」及び付表「経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）」である。本ガイドライン「生産系列」においては、付表「経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）」の作成が推計の基本となる。付表を中心にした「生産系列」の推計方法について以下の基準に拠る。

生産の範囲

「生産の範囲」は、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、金融・保険業、不動産業、公務などのサービス生産、知的財産生産物の生産も含める。また、農家の自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービスなどのように貨幣と交換されない生産物や便益も評価して含める。

推計単位

推計単位は、生産活動を把握するための推計単位を原則として事業所とする事業所主義を用いている。事業所とは、「物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の物理的場

¹⁰ 「標準方式」で示している「統合勘定県内総生産（生産側と支出側）」では、生産側と支出側とは一致するものとしている。国民経済計算では生産側に「統計上の不突合」を計上している。

所」を指す。工場、製錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などが該当し、一区画を占めて経済活動を行っている場所である。経済活動の行われる場所は、一定しているのが普通であるが、時には一定せず、特定の事業所を持たない場合もある。個人タクシーや農家・漁家などの場合は、便宜上、その事業主の住居を事業所とみなす。

また、本社と事業所の関係については、事業所の産出額には、本社の産出額（一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は、通常工場等の事業所では支出されないものもあるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部を形成するものである。

1. 生産系列推計の枠組み

経済活動別県内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサ・ビス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。こうして求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求め、次いでこれから（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）を控除して県内要素所得（＝要素費用表示の県内純生産）を推計する。さらに、この県内要素所得から別途推計した県内ベース雇用者報酬を控除して、営業余剰・混合所得を求める。

上記の推計手順を式にすると、次のようになる。

$$\text{県内総生産（生産者価格表示）} = \text{産出額} - \text{中間投入額}$$

$$\text{県内純生産（生産者価格表示）} = \text{県内総生産} - \text{固定資本減耗}$$

$$\text{県内要素所得} = \text{県内純生産} - (\text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金})$$

$$\text{営業余剰・混合所得} = \text{県内要素所得} - \text{県内雇用者報酬}$$

これらの推計は、国民経済計算における経済活動別分類（作業分類）に準拠して行う。

なお、経済活動別分類は、国民経済計算の平成23年基準に準拠するものである。

2. 表章形式

主要系列表 - 1 の表章形式は、以下のとおりである。

主要系列表 - 1 経済活動別県内総生産（名目）

項 目
1. 農林水産業
(1) 農業
(2) 林業
(3) 水産業
2. 鉱業
3. 製造業
(1) 食料品
(2) 繊維製品
(3) パルプ・紙・紙加工品
(4) 化学
(5) 石油・石炭製品
(6) 窯業・土石製品
(7) 一次金属
(8) 金属製品
(9) はん用・生産用・業務用機械
(10) 電子部品・デバイス
(11) 電気機械
(12) 情報・通信機器
(13) 輸送用機械
(14) 印刷業
(15) その他の製造業
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
(1) 電気業
(2) ガス・水道・廃棄物処理業
5. 建設業
6. 卸売・小売業
(1) 卸売業
(2) 小売業
7. 運輸・郵便業
8. 宿泊・飲食サービス業
9. 情報通信業
(1) 通信・放送業
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業
10. 金融・保険業
11. 不動産業
(1) 住宅賃貸業
(2) その他の不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業
13. 公務
14. 教育
15. 保健衛生・社会事業
16. その他のサービス
17. 小計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16）
18. 輸入品に課される税・関税
19. （控除）総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産（17+18-19）

注. 以上で示した分類は平成23年基準における経済活動別分類である。

主要系列表 - 2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）
（平成23暦年連鎖価格）

項 目
1. 農林水産業
(1) 農業
(2) 林業
(3) 水産業
2. 鉱業
3. 製造業
(1) 食料品
(2) 繊維製品
(3) パルプ・紙・紙加工品
(4) 化学
(5) 石油・石炭製品
(6) 窯業・土石製品
(7) 一次金属
(8) 金属製品
(9) はん用・生産用・業務用機械
(10) 電子部品・デバイス
(11) 電気機械
(12) 情報・通信機器
(13) 輸送用機械
(14) 印刷業
(15) その他の製造業
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
(1) 電気業
(2) ガス・水道・廃棄物処理業
5. 建設業
6. 卸売・小売業
(1) 卸売業
(2) 小売業
7. 運輸・郵便業
8. 宿泊・飲食サービス業
9. 情報通信業
(1) 通信・放送業
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業
10. 金融・保険業
11. 不動産業
(1) 住宅賃貸業
(2) その他の不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業
13. 公務
14. 教育
15. 保健衛生・社会事業
16. その他のサービス
17. 小計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16）
18. 輸入品に課される税・関税
19. （控除）総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産
21. 開差 { 20 - (17+18-19) }

注. 以上で示した分類は平成23年基準における経済活動別分類である。

付表 経済活動別県内総生産及び要素所得（名目）

経済活動の種類	産出額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
			= -
1. 農林水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス 小 計 輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税 合 計			
(再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体 小 計			

注：・製造業の内訳（中分類ベース）の特掲を行う。ただし、製造業の内訳については付表の項目 ~ （表頭）のうち、 ~ のみ公表を行うこととし、 ~ についてはデータの制約などから公表を行わない。
 ・以上で示した分類は平成 23 年基準における経済活動別分類である。

第1章 生産系列の概要

固定資本減耗	県内純生産 (生産者価格表示)	生産・輸入品に 課される税 (控除)補助金	県内要素所得	県内雇用者報酬	営業余剰・混合所得
	= -		= -		= -

3. 表章形式における構成項目の概念

(1) 産出額は、生産者価格で評価される。産業連関表と同様に最終生産物だけでなく、製造工程で生ずる中間生産物も原則として産出額に含まれる。生産者価格とは、商品を生産した事業所が販売した時点での市場価格である。

(2) 中間投入額は、生産するために投入される非耐久財（原材料及び燃料等）とサービス等の費用によって構成される。投入される財は、購入者価格（消費する事業所が購入する時点での市場価格）で評価される。

なお、産業連関表においては、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費（法定福利費を除く）の家計外消費支出は、粗付加価値に含まれるが、県民経済計算においては、国民経済計算の取扱いに準じて、中間投入額に含める。

(3) 県内総生産は、一定期間内に県内経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を、経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものに当たる。

(4) 固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。

なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む（控除前の）計数は“総”（グロス）、これを含まない（控除後の）計数は“純”（ネット）を付して呼ばれる。

(5) 生産・輸入品に課される税は、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。制度部門別所

得支出勘定では、一般政府の受取としてのみ記録される。

(6) 補助金は、一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させるものであることが考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

(7) 県内雇用者報酬の推計は、雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給付の他、社会保険制度により雇主によって支払われる社会負担も、雇用者報酬の構成項目に含め、県内概念で計上する。

なお、制度部門別所得支出勘定「家計（個人企業を含む）」における県民概念の雇用者報酬とは、県外からの雇用者報酬（純）だけ異なる。

(8) 輸入品に課される税・関税は、生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。経済活動別には配分せず、一括処理する。

(9) 総資本形成に係る消費税は、総固定資本形成及び在庫変動における仕入税控除額である。輸入品に課される税・関税と同様、経済活動別には配分できないため、一括処理する。

第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入

国民経済計算に準拠し、経済活動別に推計する。

経済活動別分類は、生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。県民経済計算での経済活動別分類は、国民経済計算に準拠する。この分類は、市場生産者に限られたものではない。市場生産者であるか、非市場生産者であるかにかかわらず、同種のタイプの生産活動に従事する多数の事業所からなる¹¹。

市場生産者、非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）に分けて、経済活動別に推計する。

第1節 経済活動別生産者（作業分類ベース）

経済活動の範囲

経済活動別生産者は、財貨・サービスを生産する事業所によって構成される。経済活動別生産者の事業所は、市場生産者と非市場生産者からなる。市場生産者は民間企業の事業所が主となるが、民間企業の事業所以外に、公的企業として市場生産者に分類される政府関係機関がある（『国民経済計算年報』の参考資料「国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）。

非市場生産者（作業分類ベース）の推計方法については、「17.非市場生産者（政府）（1-86）」及び「18.非市場生産者（非営利）（1-92）」を参照。推計の作業分類と表章分類については次の表のとおりである。

¹¹ 「市場生産者」とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど、又はすべてを販売する生産者である。「非市場生産者」とは、無料又は経済的に意味のない価格で供給される財貨・サービスを生産する生産者である。経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。

第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入

平成23年基準 経済活動別分類

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
01	農林水産業	01	農業	01	米麦生産業
				02	その他の耕種農業
				03	畜産業
				04	農業サ - ビス業
		02	林業	05	林業
		03	水産業	06	漁業・水産養殖業
02	鉱業	04	鉱業	07	石炭・原油・天然ガス鉱業
				08	金属鉱業
				09	採石・砂利採取業
				10	その他の鉱業
03	食料品	05	食料品	11	畜産食料品製造業
				12	水産食料品製造業
				13	精穀・製粉業
				14	その他の食料品製造業
				15	飲料製造業
				16	たばこ製造業
04	繊維製品	06	繊維製品	17	化学繊維製造業
				18	紡績業
				19	織物・その他の繊維製品製造業
				20	身回品製造業
05	パルプ・紙・紙加工品	07	パルプ・紙・紙加工品	21	パルプ・紙・紙加工品製造業
06	化学	08	化学	22	基礎化学製品製造業
				23	その他の化学工業
07	石油・石炭製品	09	石油・石炭製品	24	石油製品製造業
				25	石炭製品製造業
08	窯業・土石製品	10	窯業・土石製品	26	窯業・土石製品製造業
09	一次金属	11	一次金属	27	製鉄業
				28	その他の鉄鋼業
				29	非鉄金属製造業
10	金属製品	12	金属製品	30	金属製品製造業
11	はん用・生産用・ 業務用機械	13	はん用・生産用・ 業務用機械	31	はん用機械器具製造業
				32	生産用機械器具製造業
				33	業務用機械器具製造業
12	電子部品・デバイス	14	電子部品・デバイス	34	電子部品・デバイス製造業

第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
13	電気機械	15	電気機械	35	産業用電気機械器具製造業
				36	民生用電気機械器具製造業
				37	その他の電気機械器具製造業
14	情報・通信機器	16	情報・通信機器	38	通信機械・同関連機器製造業
				39	電子計算機・同附属装置製造業
15	輸送用機械	17	輸送用機械	40	自動車製造業
				41	船舶製造業
				42	その他の輸送用機械・同修理業
16	その他の製造業	18	印刷業	43	印刷・製版・製本業
		19	その他の製造業	44	木材・木製品製造業
				45	家具製造業
				46	皮革・皮革製品・毛皮製品製造業
				47	ゴム製品製造業
				48	プラスチック製品製造業
				49	その他の製造業
17	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	20	電気業	50	電気業
		21	ガス・水道・廃棄物処理業	51	ガス・熱供給業
				52	上水道業
				53	工業用水道業
				54	廃棄物処理業
				90	(政府)下水道
				91	(政府)廃棄物
18	建設業	22	建設業	55	建築業
				56	土木業
19	卸売・小売業	23	卸売業	57	卸売業
		24	小売業	58	小売業
20	運輸・郵便業	25	運輸・郵便業	59	鉄道業
				60	道路運送業
				61	水運業
				62	航空運輸業
				63	その他の運輸業
				64	郵便業
				92	(政府)水運施設管理
				93	(政府)航空施設管理(国営)

第2章 生産者価格表示の産出額・中間投入

番号	表章分類 (付)	番号	表章分類 (主1)	番号	作業分類
21	宿泊・飲食サービス業	26	宿泊・飲食サービス業	65	飲食サービス業
				66	旅館・その他の宿泊所
22	情報通信業	27	通信・放送業	67	電信・電話業
				68	放送業
		28	情報サービス・映像音声文字情報制作業	69	情報サービス業
				70	映像・音声・文字情報制作業
23	金融・保険業	29	金融・保険業	71	金融業
				72	保険業
24	不動産業	30	住宅賃貸業	73	住宅賃貸業
		31	その他の不動産業	74	不動産仲介業
				75	不動産賃貸業
25	専門・科学技術、業務支援サービス業	32	専門・科学技術、業務支援サービス業	76	研究開発サービス
				77	広告業
				78	物品賃貸サービス業
				79	その他の対事業所サービス業
				80	獣医業
				97	(政府) 学術研究
				101	(非営利) 自然・人文科学研究機関
26	公務	33	公務	94	(政府) 公務
27	教育	34	教育	81	教育
				95	(政府) 教育
				99	(非営利) 教育
28	保健衛生・社会事業	35	保健衛生・社会事業	82	医療・保健
				83	介護
				98	(政府) 保健衛生、社会福祉
				102	(非営利) 社会福祉
29	その他のサービス	36	その他のサービス	84	自動車整備・機械修理業
				85	会員制企業団体
				86	娯楽業
				87	洗濯・理容・美容・浴場業
				88	その他の対個人サービス業
				96	(政府) 社会教育
				100	(非営利) 社会教育
				103	(非営利) その他
				89	分類不明

事業所の格付け

本社、工場、営業所及び試験場等の経済活動の格付けは、基本的に『経済センサス 基礎調査』（総務省）における産業格付けにより、製造業の本社、工場は「製造業」に、営業所は「卸売業」に、試験場等は「研究開発サービス」にそれぞれ格付けする。

産出額・中間投入額の範囲

各経済活動の産出額は、事業所で生産されるすべての財・サービスの生産額の総計である。総計には自家生産・自家消費の財・サービスも含まれる。これには、自社開発ソフトウェアや企業内研究開発のように一次統計調査では、把握できないものが含まれるが、積上げによる推計の場合は、これについて別途推計し経済活動に加算する。

各経済活動の総生産額は、産出額から中間投入額を控除して求める。中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱水道・間接費等として投入された財・サービスをいい、有形及び無形固定資産は中間投入には含まれない。なお、積み上げて推計される経済活動の場合、中間投入となるサービスのなかには一次統計調査では調査されない項目、FISIM¹² 消費額及び政府手数料を含むことにも留意する。

これら中間投入額の推計においては、財務諸表等の資料を用いて中間投入額を積み上げる場合には、該当項目に有形及び無形固定資産が含まれていれば、控除する必要がある¹³。

また他の統計資料も含めて積み上げた中間投入の該当項目から政府手数料が除かれている場合はこれを加算し、積上げ推計の場合は常にFISIM消費額を加算する必要がある。

FISIM消費額を加算する場合の経済活動別FISIM消費額の推計方法は、第二部「分配系列」の第2章第4節1. 利子(3) 制度部門別FISIM消費額の『(付)「経済活動別FISIM消費額」の推計について』を参照のこと。

産出額・中間投入額の推計方法

- ・事業所の地域分割

¹² FISIM: Financial Intermediation Services Indirectly Measured の略。和訳は「間接的に計測される金融仲介サービス」

¹³ 平成10年の企業会計基準の改正及び平成12年度の税制改正をもって、コンピュータ・ソフトウェアは「無形固定資産」扱いとなっている。改正以降、企業会計の『損益計算書』では、受注型・パッケージ型コンピュータ・ソフトウェアの購入額等は費用として計上されていない。

事業所の所在地が特定できない経済活動について、生産活動を把握するための推計単位を事業所とすることは、既に述べたとおりであるが、一般にいう事業所が存在しない県においても、物の生産又はサービスの提供が行われる場合がある。例えば、有料道路は、必ずしも各県に事業所は存在しないが、その利用は県において可能な場合がある。その利用により営業収入が生み出されるということから勘案して、有料道路自体を事業所とみなし、そこに産出額を帰属させることとする。したがって、この場合、按分指標としては、交通量や道路延長キロを用いる。産出額の推計においては、県別の営業収入等の値を直接把握することが望ましいが、県別値がとれない場合には、全国値の分割によらざるを得ない。この分割に当たっては、各県の産業活動の実態がなるべく反映されるような按分指標を設定するものとする。

・産出額の年度転換

県民経済計算においては、従来の推計の経緯等から、年度計数を作成することとしている。これに対して、国民経済計算における産出額は、暦年値のみであることから、それを分割して用いる場合には、年度転換の必要が生ずる。この年度転換に用いるデータについては、経済活動別の推計方法に最も適当と思われるものを該当業種の項に具体的に記載した。年度転換方法を行う方法としては以下のような方法がある。

統計指標を用いた年度転換

年度転換比率 = 年度計数 / 暦年計数

転換指標：賃金指数

物価指数

サービス価格指数

その他

4分の1移動法（下式）により年度転換

$$t \text{ 期年度値} = (t \text{ 期暦年値} \times 3/4) + (t+1 \text{ 期暦年値} \times 1/4)$$

・時系列データが安定しない場合の対応

「毎月勤労統計（地方調査）」（厚生労働省）等の各産業のサンプル数の問題で時系列上の断層があるなどデータが安定しない場合には、各産業の数か年移動平均、あるいは調査産業計の数か年移動平均を用いる。

・中間投入

中間投入比率について、全国値の係数を使用する場合、年度転換は行わず、暦年値をそのまま使用する。

中間投入を財務諸表等の資料により積み上げる場合、中間投入の該当項目に政府手数料が除かれていればこれを加算する。

政府手数料の推計は「市場生産者が支払う手数料等」を直接照会・決算書から入手し、各経済活動に格付けして中間投入に加算する。

なお、政府手数料は家計が負担している部分もあるので、便宜的に2分の1を市場生産者分とする。経済活動別の比率は全国値の比率による。

以下、経済活動別（作業分類ベース）ごとに推計方法を記載する。

1. 農林水産業

(1) 農業

農業は「 農業（「01 米麦生産業」、「02 その他の耕種農業」、「03 畜産業」）」、「04 農業サ - ビス業」からなる。

農業（01 米麦生産業、02 その他の耕種農業、03 畜産業）

a. 産出額

『生産農業所得統計』（農林水産省）を用いて推計する。

農業の産出額 = 下記資料の産出額

産出額：『生産農業所得統計』（農林水産省）より耕種、畜産、農家が行う農産加工の品目別合計額をとる。

なお、『生産農業所得統計』（農林水産省）には、本来、林業に格付けられる山林用苗木が含まれているが、この額を無視できないとみる場合には控除する。

また、上記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

平成19年度以降『生産農業所得統計』の「産出額」の定義が改められたが、平成18年度については、この新定義の「産出額」が『生産農業所得統計』で再推計されていることからこれを使用する。

b. 中間投入

中間投入比率を、『農業経営統計調査』の販売農家データを使用し以下で述べる推計式により求める。求めた結果に別途推計の経済活動別FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

販売農家一戸当りの中間投入比率 = 農業経営費 / 農業粗収益

農業経営費：『農業経営統計調査』の農業経営費から農業雇用労賃、支払小作料、企画管理費、負債利子、物件税・公課諸負担、減価償却費を控除したものである。なお、公課諸負担のうち「その他団体負担金」は中間投入に該当するが、データが得られないことからゼロとする。

なお、上記の方法によれない場合は、全国値の中間投入比率を準用する。

04 農業サ - ビス業

a. 産出額

農業サービス業の産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』¹⁴（総務省）より小分類「013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）」の従業者数の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 05 林業

a. 産出額

「〇育林業」、「〇素材生産業」に分けて推計し、合算する。

なお、民有林（公有林 + 私有林）を対象とする。国有林事業は公務となる。

また、下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

育林業

山林用苗木（造林用、治山用苗木）の育成、造林及び材木の保育保護などを行う生産活動が該当する。

$$\begin{aligned} \text{育林業の産出額} &= \text{『県産業連関表』の「育林」の生産額} \\ &\quad \times (\text{民有林の林野面積} / \text{全林野面積}) \end{aligned}$$

林野面積：『農林業センサス』（農林水産省）の所有形態別林野面積（直近の調査年次以降は一定、中間年次は補間）

これによらなければ、以下のように推計する。

¹⁴ 『経済センサス 基礎調査』では、中分類ごとに内訳小分類として「管理、補助的経済活動を行う事業所」が設定されている。国民経済計算の経済活動の範囲には、この「管理、補助的経済活動を行う事業所」の活動も含まれるが、県民経済計算で全国値分割に利用する分割比率には当該活動は含めない（以下、同じ）。

$$\begin{aligned} \text{育林業の産出額} &= \text{素材生産業のうち「木材生産」の産出額} \\ &\quad (\text{当該年度を含む過去3年間平均}) \\ &\quad \times (\text{「育林」の生産額} / \text{「素材」の生産額}) \\ &\quad \times (\text{民有林の林野面積} / \text{全林野面積}) \end{aligned}$$

素材生産業のうち「木材生産」の産出額：『生産林業所得統計』（農林水産省）よりとる。

「育林」の生産額、「素材」の生産額：『県産業連関表』よりとる。

素材生産業

丸太の製造、炭・薪の製造、きのご類の栽培などを行う生産活動が該当する。

$$\begin{aligned} \text{素材生産業の産出額} &= \text{「木材生産」の産出額} \times (\text{民有林の林野面積} \\ &\quad / \text{全林野面積}) + (\text{「薪炭生産」産出額} \\ &\quad + \text{「栽培きのご類生産」産出額} \\ &\quad + \text{「林野副産物採取」産出額}) \end{aligned}$$

産出額：『生産林業所得統計』（農林水産省）の部門別林業産出額をとる。

林野面積：『農林業センサス』（農林水産省）の所有形態別林野面積（直近の調査年次は一定、中間年次は補間）

なお、狩猟業の産出額を無視できない場合には、以下の方法で推計し、素材生産業に加算する。

$$\text{狩猟業の産出額} = \text{種類別捕獲数} \times \text{販売単価}$$

種類別捕獲数：県主管課資料よりとる。ただし、「網・わな猟」・「第一種銃猟」認可分を参考とし、「第二種銃猟」認可分は除外する。

販売単価：県主管課資料よりとる。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。なお、狩猟業については県主管課資料による。

(3) 06 漁業・水産養殖業

a. 産出額

「海面漁業」、「海面養殖業」、「内水面漁業」、「内水面養殖業」に分けて推計し、合算する。

また、下記で求めた産出額に、「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

海面漁業、 海面養殖業

『漁業生産額』（農林水産省）から生産額をとる。

内水面漁業、 内水面養殖業

内水面漁業・内水面養殖業の産出額 = 数量 × 単価

数量：『漁業・養殖業生産統計』（農林水産省）よりとる。

単価：県主管課、その他関係機関資料よりとる。

漁家が主として自家取得物の原材料を用いて庭先などで行う素乾、塩乾などの極めて単純な加工工程のものと、母船内加工は水産業に含み、その他は製造業の食料品製造業に分類する。

b. 中間投入

以下の資料を用いて積上げ推計を行って、その結果に FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

海面漁業

『漁業経営調査』（農林水産省）より漁船・漁具費、油費、えさ代、種苗代、核代、販売手数料及びその他（諸施設費、氷代、魚箱代、諸材料費、賃借料、事務費）をとる。

海面養殖業

『漁業経営調査』より前出の項目をとる。

内水面漁業、 内水面養殖業

関係機関資料より前出の項目をとる。

なお、上記の方法によれない場合は、全国値の「漁業、水産養殖業」の中間投入比率を準用する。あるいは、『県産業連関表』の当該部門の中間投入比率を用いる。

2 . 鉱業

a . 産出額

鉱業の産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「05 鉱業、採石業、砂利採取業」（小分類「050 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数の自県分の対全国比を求める。

全国値を使用する場合は、年度転換比率を乗じる必要があるが、経済活動全体の産出額に対する鉱業のウェイトが小さいため、鉱業の産出額については暦年値を年度値とみなす。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

3 . 製造業

製造業は、表章分類（主要系列）05 食料品～19 その他製造業（以下、「SNA 製造業小分類」という）からなり、（1）「民間企業」（『工業統計』による推計、と畜場）（2）「公的企業」に分けて推計する。

産出額には、以下で求めた値に、第2章第1節「19 . 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

（1）民間企業

『工業統計』による推計

『工業統計』（経済産業省及び県主管課）を用いて SNA 製造業小分類ごとに推計する。

また、『工業統計』では、「と畜場（民間企業）」は調査対象としていないため、これを別途推計し、「05 食料品」に格付けて加算する。

各統計と SNA 製造業小分類との対応については、〔（参考）SNA 製造業小分類と工業統計表対応表〕等を参考とする。

a . 産出額

製造業の産出額は、主産物の製造品の生産額以外に、加工賃収入、くず廃物収入、販売電力収入及び転売収入（マージン）等のその他の収入も含む。

なお、転売収入は卸売業に位置付けられ、産出額はマージン額をもって計上される。

製造業（民間企業）の産出額

$$\begin{aligned}
 &= \{ \text{転売収入を除く製造品出荷額等}^{15} + \text{転売収入のマージン額} \\
 &\quad + \text{製造品及び半製品・仕掛品在庫純増} \} \times \text{年度転換比率} \\
 &= \{ \text{転売収入を除く製造品出荷額等} + (\text{転売収入} - \text{転売商品の仕入額}) \\
 &\quad + \text{製造品及び半製品・仕掛品在庫純増} \} \times \text{年度転換比率} \\
 &= \{ (\text{転売収入を除く製造品出荷額等} + \text{転売収入}) \\
 &\quad - \text{転売商品の仕入額} + \text{製造品及び半製品・仕掛品在庫純増} \}
 \end{aligned}$$

¹⁵ 平成19年調査以降の『工業統計』の「製造品出荷額等」は、「製造品出荷額+加工賃収入+くず廃物の出荷額+その他の収入額」であり、「その他の収入額」には転売収入も含む。

× 年度転換比率

= (製造品出荷額等 - 転売商品の仕入額
+ 製造品及び半製品・仕掛品在庫純増) × 年度転換比率

年度転換比率 : (生産指数の年度値 × 産出物価指数の年度値)

/ (生産指数の暦年値 × 産出物価指数の暦年値)

生産指数 : 『鉱工業生産指数』(県主管課) の「生産額ウェイト」

又は「付加価値ウェイト」の同指数をとる。

なお、生産指数は数量指数であり、名目金額化した指数とするため、
これに下記の産出物価指数を乗じる。

産出物価指数 : 『製造業部門別投入・産出物価指数』(日本銀行 HP) の

「製造業部門別産出物価指数」の指数をとる。

製造品出荷額等、転売商品の仕入額、製造品及び半製品・仕掛品在庫純増については、従業者規模別に推計する。

なお、製造品出荷額等には「販売電力収入」が含まれ、この「販売電力収入」を含めて推計する。

製造品及び半製品・仕掛品在庫純増は、『工業統計』の在庫品評価調整前¹⁶の在庫変動を再調達価格(時価)ベースに転換した在庫品評価調整後の在庫変動を用いる。在庫品評価調整は上記の従業者規模別推計後の全規模合計の推計値をもって行う。

< 在庫品評価調整の方法 >

国民経済計算の体系において、在庫変動の記録は、発生主義の原則の下、当該在庫増減時点での価格で評価することとなっている。ここで、企業会計に基づく基礎統計から得られる期首期末の在庫残高の差額については在庫評価法の違いから生じる価格変動分が含まれるため、これを調整する「在庫品評価調整」を行う必要がある。

この価格変動分を除去するため、

期首期末の名目在庫残高をデフレーター(『日本銀行』製造部門別産出物価指

¹⁶ SNA においては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。しかし『工業統計』より入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づくものであり、先入先出法等、企業会計上で認められている様々な在庫評価方法で評価されている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いたものは、期首と期末の評価価格の差による分(一種の評価損益)も含んでいる。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

数)で除し、実質在庫残高を推計する。

期首期末の実質在庫残高の差額、実質在庫変動を推計する。

実質在庫変動に年平均物価指数を乗じて在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

在庫品評価調整後の在庫変動

$$= \text{在庫品評価調整前の在庫変動} - \text{在庫品評価調整額}$$

b . 中間投入

製造業の中間投入は、製造品の生産に要した原材料使用額以外に、「その他の収入」の生産に要した原材料使用額（販売電力収入の発電のための燃料使用額等）も含む。

$$\begin{aligned} \text{中間投入} &= (\text{原材料使用額等}^{17} - \text{製造等に関連した外注費} - \text{転売商品の仕入額}) \\ &\quad \times \text{年度転換比率} + \text{政府手数料} + \text{間接費} + \text{FISIM消費額} \end{aligned}$$

原材料使用額等、製造等に関連した外注費、転売商品の仕入額：

従業者規模別に推計する。

なお、生産設備の保守・点検、機械の操作等の外注費である「製造等に関連した外注費」は下記の間接費に含まれることから控除する。また、「転売収入」の転売商品の仕入額は、上記の産出額（転売収入のマージン額）の推計時に既に控除していることから、中間投入には含めない。

年度転換比率：（生産指数の年度値 × 投入物価指数の年度値）

／（生産指数の暦年値 × 投入物価指数の暦年値）

生産指数：『鉱工業生産指数』（県主管課）の「生産額ウェイト」又は「付加価値ウェイト」の同指数をとる。

なお、生産指数は数量指数であり、名目金額化した指数とするため、これに下記の投入物価指数を乗じる。

投入物価指数：『製造業部門別投入・産出物価指数』（日本銀行HP）の「製造業部門別投入物価指数」の指数をとる。

¹⁷ 平成19年調査以降の『工業統計』の「原材料使用額等」は、「原材料使用額 + 燃料使用額 + 購入電力使用額 + 委託生産額 + 製造等に関連した外注費 + 転売した商品の仕入額」である。

政府手数料：政府手数料は中間投入となるので、『決算書』等より求めた政府手数料の2分の1を市場生産者分とし、これに全国値の経済活動別比率で配分した製造業分の手数を中間投入に加算する。

間 接 費：上述したように『工業統計』より求める「原材料使用額等」には、SNA上の中間投入項目である福利施設負担額、厚生費、保険料等が含まれていない。したがって以下の式により捉え加算する。

$$\text{間接費} = \text{産出額} \times \text{間接費比率（全国値）}$$

間接費にはFISIM消費額分は含まれない。

$$\text{FISIM消費額} = \text{産出額} \times \text{全国値の経済活動別FISIM消費比率}$$

と畜場（民間企業）の推計について

a . 産出額

直接照会による。

b . 中間投入

直接照会による。

FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

$$\text{FISIM消費額} = \text{産出額} \times \text{全国の「畜産食料品製造業」のFISIM消費比率}$$

（注）地方政府の「と畜事業」は（政府）公務である。

（2）公的企業

公的企業のうち下記の機関は、『工業統計』の調査対象でないため、次表を参考に推計する。

公的企業該当機関	SNA 製造業小分類
（独法）造幣局	金属製品（貨幣製造）
〃	その他の製造業（勲章等）
（独法）国立印刷局	その他の製造業

a . 産出額

財務諸表（損益計算書、附属明細書等）又は直接照会により事業収入をとる。

b . 中間投入

決算書又は直接照会により中間投入項目をとり、FISIM消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

• FISIM消費額の推計

FISIM消費額 = 産出額 × 全国の経済活動別 FISIM消費比率

ここで、FISIM消費比率は当該公的企業の属する製造業小分類の産業でのFISIM消費比率を代用する。

- FISIM消費額及び政府手数料については、30 金属製品、及び 49 その他製造業の推計において全国の中間投入比率を準用した場合には、中間投入に加算する必要はない。

〔参考〕〔SNA 製造業小分類と工業統計表対応表〕

SNA 製造業小分類	工業統計表中分類
食料品	食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業
繊維製品	繊維工業
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
化学	化学工業
石油・石炭製品	石油製品・石炭製品製造業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業を除く)
一次金属	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
金属製品	金属製品製造業
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業
電子部品・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
電気機械	電気機械器具製造業
情報・通信機器	情報通信機械器具製造業
輸送用機械	輸送用機械器具製造業
印刷業	印刷・同関連業
その他の製造業	木材・木製品製造業(家具を除く) 家具・装備品製造業 なめし革・同製品・毛皮製製造業 ゴム製品製造業 プラスチック製品製造業 その他の製造業

(注) 『工業統計』の分類は、平成 22 年調査による。

〔 SNA 製造業小分類と鉱工業生産指数対応表 〕

SNA 製造業小分類	鉱工業生産指数
食料品	食料品・たばこ工業
繊維製品	繊維工業
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品工業
化学	化学工業
石油・石炭製品	石油・石炭製品工業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
一次金属	鉄鋼業 非鉄金属工業
金属製品	金属製品工業
はん用・生産用・業務用機械	はん用・生産用・業務用機械工業
電子部品・デバイス	電子部品・デバイス工業
電気機械	電気機械工業
情報・通信機器	情報通信機械工業
輸送用機械	輸送機械工業
印刷業	印刷業
その他の製造業	プラスチック製品工業 その他の工業（印刷業を除く）

（注 1）上記対応表において対応指数が 2 つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{生産指数} = \{ (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \text{ウェイト} \}$$

（注 2）『鉱工業生産指数』は平成 22 年基準による。

〔 SNA 製造業小分類と産出物価指数対応表 〕

SNA 製造業小分類	産出物価指数
食料品	飲食料品
繊維製品	繊維製品
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・板紙・加工紙
	紙加工品
化学	化学製品
石油・石炭製品	石油・石炭製品
窯業・土石製品	窯業・土石製品
一次金属	鉄鋼
	非鉄金属
金属製品	金属製品
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
電子部品・デバイス	電子部品
電気機械	電気機械
情報・通信機器	情報・通信機器
輸送用機械	輸送機械
印刷業	印刷・製版・製本
その他の製造業	木材・木製品
	家具・装備品
	なめし革・毛皮・同製品
	プラスチック・ゴム
	その他の製造工業製品

(注1) 上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{投入・産出物価指数} = \{ (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \text{ウェイト} \}$$

(注2) 『投入・産出物価指数』は、平成23年基準による。

〔 SNA 製造業小分類と投入物価指数対応表 〕

SNA 製造業小分類	投入物価指数
食料品	飲食料品
繊維製品	繊維製品
パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・木製品
化学	化学製品
石油・石炭製品	石油・石炭製品
窯業・土石製品	窯業・土石製品
一次金属	鉄鋼
	非鉄金属
金属製品	金属製品
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械、生産用機械、業務用機械
電子部品・デバイス	電子部品
電気機械	電気機械
情報・通信機器	情報・通信機器
輸送用機械	輸送機械
印刷業	その他の製造工業製品
その他の製造業	プラスチック・ゴム
	その他の製造工業製品

(注1) 使用する投入物価指数は、「部門」分類の指数であり、上記の指数を用いる。投入物価指数として公表されている指数のうち、「内訳」分類の指数は使用しない。「部門」分類の指数は、当該製品を生産している経済活動の中間投入全体に係わる物価指数であり、「内訳」分類の指数は、その生産のために中間投入される原材料等そのものに係る物価指数である。

(注2) 上記対応表において対応指数が2つ以上ある場合は次式により求める。

$$\text{投入・産出物価指数} = \{ (\text{ウェイト} \times \text{指数}) / \text{ウェイト} \}$$

(注3) 『投入・産出物価指数』は、平成23年基準による。

4 . 電気・ガス・水道・廃棄物処理業

電気・ガス・水道・廃棄物処理業は、(1)「50 電気業」、(2)「51 ガス・熱供給業」、(3)「水道業(「52 上水道業」、「53 工業用水道業」)」、(4)「54 廃棄物処理業」と、非市場生産者である(5)「90(政府)下水道業」、(6)「91(政府)廃棄物」からなる。

なお、下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 50 電気業

a . 産出額

「発電部門」、「送電・変電・配電部門」に分けて推計する。

発電部門

電力会社の発電部門の産出額を求めたのち、県別に分割する。次式により推計する。

$$\begin{aligned} \text{電力会社の発電部門の産出額} &= \text{電力会社の産出額} \\ &\quad \times (\text{電気事業営業費用のうち「発電費」} \\ &\quad / \text{電気事業営業費用合計}) \end{aligned}$$

電力会社の産出額：『電気事業便覧』(電気事業連合会、日本電気協会)又は決算書より「電力会社の料金収入 - (地帯間購入電力料 + 他社購入電力料)」を求める。

発電費：『電気事業便覧』又は決算書により水力、汽力、原子力、内燃力及び新エネルギー等の発電費をとる。

県分の発電部門の産出額 = 電力会社の発電部門の産出額 × 発電電力量の自県分割合

発電電力量の自県分割合：『電気事業便覧』から合計をとり、関係機関への直接照会により自県分をとる。

直接照会によつてとれない場合、『電力調査統計表』(資源エネルギー庁)の「都道府県別発電実績」の電力量合計から電力会社エリア内の「県別発電量」割合を使用する。

自県分割合を計算する際、地域特性が反映されるように、できる限りエリアを特定した推計とするため各電力会社のエリア内の割合をとることとする。しかし、一部の県では複数の電力会社のエリアが重複していることから、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電

力及び関西電力にかかるエリアに所在する都府県については、5 電力会社合計に対する自県分割合をとる。原則として他の電力会社はエリアの重複はないものとする。

公営企業分については、当該機関の損益計算書等による。

なお、自家発電の産出額については、自家発電を行っている各経済活動の産出額として計上されており、電気業では計上しないこと。

また、10 電力会社以外の再生可能エネルギー等については、都道府県別の基礎統計が整備されていないことから、県民経済計算では当面推計対象外とし、県内データが得られれば推計対象とするかは各県の判断に委ねる。10 電力会社の産出額推計に使用するデータ（電力会社の料金収入、発電費等）には新エネルギー等も含まれている。

ただし、製造業の『工業統計表』では「その他の収入」に電力販売収入も含まれており、二重計上とならないように留意を要する。

送電・変電・配電部門

電力会社の送電・変電・配電部門の産出額を求めたのち、県別に分割する。次式により推計する。

$$\begin{aligned} \text{電力会社の送電・変電・配電部門の産出額} &= \text{電力会社の産出額} \\ &\quad - \text{電力会社の発電部門の産出額} \\ \text{県分の送電・変電・配電部門の産出額} &= \text{電力会社の送電・変電・配電部門の産出額} \\ &\quad \times \text{使用電力量の自県分割合} \end{aligned}$$

使用電力量の自県分割合：『電気事業便覧』から合計をとり、関係機関への直接照会により自県分をとる。

使用電力量の自県分割合がとれない場合、『電力調査統計表』（資源エネルギー庁）の「都道府県別電力需要実績」の電力需要量合計から電力会社エリア内の「県別電力需要量」割合を使用する。なお、上記の発電部門と同様に東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力及び関西電力にかかるエリアに所在する都府県については、5 電力会社合計に対する自県分割合をとる。

又は、電力会社有形固定資産のその他を用いる。

公営企業分については、当該機関の損益計算書等による。

b . 中間投入

10 電力会社及びその他の事業所については、当該機関の財務諸表から電気事業営業収益に対する一般厚生費、燃料費、修繕費、普及開発費等から中間投入比率をとる。なお、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力及び関西電力にかかるエリアに所在する都府県については、5 電力会社合計での中間投入比率をとる。

公営企業分については、当該機関の決算書からとる。

これらの中間投入額合計に、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(2) 51 ガス・熱供給業*a . 産出額*

ガス業の産出額 = ガス供給業者の営業収入額

ガス供給業者の営業収入額：事業者への直接照会又は損益計算書による。

公営分については、『ガス事業年報』（資源エネルギー庁）の業者を対象にし、直接照会若しくは損益計算書による。ガス供給が2 県以上にわたる場合は、供給量の割合で分割する。

熱供給業の産出額 = 熱供給業者の営業収入額

熱供給業者の営業収入額：直接照会による。

b . 中間投入

ガス業については、直接照会により原料費、電力費、材料費等をとる。あるいは県産業連関表の中間投入比率を使用する。

熱供給業については、熱供給業者への直接照会による。

これらの中間投入額合計に、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(3) 水道業（52 上水道業、53 工業用水道業）*a . 産出額*

水道業の産出額 = 営業収入総額 - 受託工事収益 - 受水費

営業収入総額、受託工事収益、受水費：上水道事業及び工業用水道事業は、都道府県事業分を「公営企業決算の状況」よりとる。
市町村事業分を法適用、法非適用簡易水道別に「地方公営企業決算の状況」よりとる。

b . 中間投入

事業決算書より動力費、修繕費、材料費、薬品費、その他の項目を合算する。

合算した額に、FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

(4) 54 廃棄物処理業

a . 産出額

廃棄物処理業（市場生産者）の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の廃棄物処理業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「88 廃棄物処理業」（小分類「880 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の「民営」の従業者数の自県分の対全国比を求める。（総数には政府分が含まれているため）

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1

節「 産出額・中間投入額の推計方法」・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 90 (政府) 下水道

第 2 章第 1 節「 17 . 非市場生産者 (政府) 」を参照。

(6) 91 (政府) 廃棄物

第 2 章第 1 節「 17 . 非市場生産者 (政府) 」を参照。

5 . 建設業

a . 産出額

建設業は、「55 建築業」、「56 土木業」からなるが、県分割比率の使用するデータ区分、また補修工事は建築業と土木業とに分割推計できないことから、「 建築工事・土木工事」、「 補修工事」に分けて推計し、合算する。

建築工事・土木工事

建築工事・土木工事の産出額 = 建設投資推計額 × 出来高ベース工事高県分比率

建設投資推計額：『建設投資見通し』（国土交通省）よりとる。

出来高ベース工事高県分比率：『建設総合統計』（国土交通省）より建築工事（民間・公共）、土木工事（民間・公共）別の自県分の対全国比をとる。

また、上記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

補修工事

補修工事に関しては、資料の制約により上記で推計した建築工事・土木工事の産出額に『県産業連関表』から導いた比率を乗じることによって求める。

補修工事の産出額 = 建築工事・土木工事の産出額 × 建設補修率

建築工事・土木工事の産出額：上記で推計した建築工事・土木工事の産出額

建設補修率：（「建設」の中の「建設補修」） / （「建築」 + 「土木」）

建設補修率の「建設補修」「建築」「土木」：次のとおり。

基準年次：『県産業連関表』よりとる。

補外・補間年次：建設補修率の補外・補間推計は、『県産業連関表』をベースとして、『建設工事施工統計調査』（国土交通省）の第6表「新設・維持・修繕工事別、発注者別、工事種別 元請完成工事高」による建設補修率で延長推計する。

ここで、建設補修率 = 維持・修繕 / 新設

建設業の産出額の推計に当たっては、産出額のうち「政府建設投資分」について、支出系列で推計する「一般政府の総固定資本形成」の推計値との整合性を考慮する。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

6 . 卸売・小売業

卸売・小売業は、(1)「57 卸売業」、(2)「58 小売業」からなる。

「57 卸売業」、「58 小売業」ともに、年間販売額では『平成 19 年商業統計』をベースに『商業動態統計』で補外推計する。またマージン率も『平成 19 年商業統計』のマージン率をベースとして、『四半期別法人企業統計』(財務省)の粗利益率(=(売上高 - 売上原価) / 売上高)で補外推計する。

なお、卸売業については、平成 26 年度以降推計対象となる公的企業はない。

(1) 57 卸売業

a . 産出額

商業活動の産出額は流通段階で行われた財の取引で発生したマージン額と商業活動から派生した附帯サービス額の合計及び商業活動との境界が付けにくい生産活動も商業の産出とする。

商業活動での同一企業内の本支店間移動は、財の経済的取引でなく、単なるものの移動である。また製造業の販売事業所(本店が製造業の支店)での販売は、製造業者(本店)の出荷価格と同じ生産者価格での販売であり、卸売業としての卸マージンは発生せず、SNA 上では卸売業でなく、製造業に格付けされる。これらのことから、「本支店間移動」及び「製造業の販売事業所の販売分」は年間販売額から控除してマージン額を推計する。

また、下記で求めた産出額に、第 2 章第 1 節「19 . 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

卸売業の産出額(注:産業別に販売額・マージン率を求め推計を行う)

$$= (\text{年間販売額} - \text{本支店間移動} - \text{製造業の販売事業所分}) \times \text{マージン率} \\ + \text{その他の収入額}$$

年 間 販 売 額 : 卸売業(産業別)の年間商品販売額を『商業統計表』(第 2 巻 産業編 都道府県表 第 2 表)(経済産業省)よりとる。

本 支 店 間 移 動 : 卸売業(産業別)の本支店間移動販売額(販売先 卸売 本支店間移動 年間商品販売額)を『商業統計』(第 2 巻 産業編 都道府県表 第 11 表)よりとる。

製造業の販売事業所分：『商業統計』（第2巻 産業編 都道府県表 第9表）の「製造業の販売事業所」よりとる。なお、製造業の販売事業所分は法人組織の事業所における製造業の販売事業所の年間商品販売額である。

販売額の年度転換：『商業統計』は、調査年によって調査期間が異なるため、調査期間に応じて年度転換を行う。例えば、調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『商業動態統計』（経済産業省）の「月次の業種別卸売業販売額」より（4月から12ヵ月合計販売額）/（7月から12ヵ月合計販売額）による。

マージン率：『商業統計』（第1巻 産業編（総括表） 第22表）の法人組織の事業所における卸売業（産業別）の（商業企業の年間商品販売額 - 商業企業の年間商品仕入額）/ 商業企業の年間商品販売額による。

マージン率の年度転換：『四半期別法人企業統計』（財務省）を用いて、年度転換を行う。例えば、『商業統計』の調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『四半期別法人企業統計』（財務省）より、4月～翌年3月の平均粗利益率 / 7月～翌年6月の平均粗利益率による。

なお、平均粗利益率は卸売業の（当該期間売上高 - 当該期間売上原価）/ 当該期間売上高による。

その他の収入額：年間販売額（年度転換済値）にその他の収入額率（全国値）を乗ずることによって求める。

その他の収入額率は、『商業統計』（第1巻 産業編（総括表） 第4表）より卸売業（産業別）のその他の収入額（全国値）/ 年間商品販売額（全国値）による。

『商業統計』は周期調査のため、非公表年においては補外、補間推計を行う必要がある。具体的な推計方法は、【付：商業の補外、補間方法】を参照

b . 中間投入

卸売業の中間投入は「運賃」,「荷造費」,「広告宣伝費」,「消耗品費」,「販売員旅費」,「その他販売費」,「福利厚生費」,「賃借料」,「交際費」,「その他」を範囲とし、『県産業連関表』の中間投入比率等を準用し推計する。

県産業連関表の比率 = (内生部門計 + 家計外消費支出) / 県内生産額

なお、上記によらない場合は、全国の中間投入比率を準用する。

(2) 58 小売業

a . 産出額

下記で求めた産出額に、第 2 章第 1 節「19 . 企業内研究開発の R & D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

小売業の産出額 (注 : 産業別にマージン率を求め推計を行う)

= (小売業の年間販売額 - 本支店間移動) × マージン率 + その他の収入額

なお、露天商の産出額を無視できないとみる場合には、直接照会等による。

年 間 販 売 額 : 小売業 (産業別) の年間商品販売額を『商業統計』(第 2 巻 産業編 都道府県表 第 2 表) (経済産業省) よりとる。

本 支 店 間 移 動 : 小売業 (産業別) の本支店間移動販売額 (販売先 卸売 本支店間移動 年間商品販売額) を『商業統計』(第 2 巻 産業編 都道府県表 第 11 表) よりとる。

販 売 額 の 年 度 転 換 : 『商業統計』は、調査年によって調査期間が異なるため、調査期間に応じて年度転換を行う。例えば、調査期間が調査年の前年 7 月から調査年 6 月までの場合、以下のように行う。

『商業動態統計』(経済産業省) の「月次の業種別小売業販売額」より (4 月から 12 ヶ月合計販売額) / (7 月から 12 ヶ月合計販売額) による。

マ - ジ - ン - 率 : 『商業統計』(第 1 巻 産業編 (総括表) 第 22 表) の法人組織の事業所における小売業 (産業別) の (商業企業の年間商

品販売額 - 商業企業の年間商品仕入額) / 商業企業の年間商品販売額による。

マージン率の年度転換：『四半期別法人企業統計』(財務省)を用いて、年度転換を行う。例えば、『商業統計』の調査期間が調査年の前年7月から調査年6月までの場合、以下のように行う。

『四半期別法人企業統計』(財務省)より、4月～翌年3月の平均粗利益率 / 7月～翌年6月の平均粗利益率による。

なお、平均粗利益率は小売業の(当該期間売上高 - 当該期間売上原価) / 当該期間売上高による。

その他の収入額：年間販売額(年度転換済値)にその他の収入額率(全国値)を乗ずることによって求める。

その他の収入額率は、『商業統計』(第1巻 産業編(総括表) 第4表)より小売業(産業別)のその他の収入額(全国値) / 年間商品販売額(全国値)による。

『商業統計』は周期調査のため、非公表年においては補外、補間推計を行う必要がある。具体的な推計方法は、【付：商業の補外、補間方法】を参照

b . 中間投入

小売業の中間投入は「運賃」,「荷造費」,「広告宣伝費」,「消耗品費」,「販売員旅費」,「その他販売費」,「福利厚生費」,「賃借料」,「交際費」,「その他」を範囲とし、『県産業関連表』の中間投入比率等を準用し推計する。

県産業関連表の比率 = (内生部門計 + 家計外消費支出) / 県内生産額

なお、上記によらない場合は、全国の中間投入比率を準用する。

【留意事項】

マージン率についての注意

- ・ 県の商業統計の公表物の中では、自県内企業のマージン率を公表している県もある。
- ・ このマージン率は県内に所在する本社・単独事業所の企業全体のマージン率である。自県内に商業事業所が所在しても他県に本社がある場合はカウントされず、他県にほとんどの事業所が分散されていても本社が自県にある場合はカウントされてしまう。

- ・ このような問題点に加え、本社・単独事業所が非常に少ない県の場合は、偏ったマージン率が算出されてしまい、都道府県間の比較上も問題が残る。
- ・ 以上から、全国平均マージン率を使用するのが望ましい。

【付：商業の補外、補間方法】

卸売・小売業の推計で利用する『商業統計』は周期調査のために時系列処理を行う場合、補間と補外を行う必要性がある。

(1) 補外

年間販売額 - 本支店間移動 - 製造業の販売事業所分（卸のみ）

1) 当該年の年間販売額 = 年間販売額 × 商業販売額対前年度比

2) 本支店間移動率 = 本支店間移動額 / 年間販売額

3) 当該年の本支店間移動額 = 当該年の年間販売額 × 本支店間移動率

4) 製造業の販売事業所分（卸のみ）比率

= 製造業の販売事業所分（卸のみ） / 年間販売額（卸）

5) 当該年の製造業の販売事業所分（卸のみ）額

= 製造業の販売事業所分（卸のみ）比率 × 当該年の年間販売額（卸）

年間販売額、本支店間移動、製造業の販売事業所分（卸のみ）：『商業統計』よりとる。

商業販売額：『商業動態統計調査』よりとる。

マージン率

マージン率は『商業統計』のマージン率をベンチマークとして、『四半期別法人企業統計』（財務省）の粗利益率（=（売上高 - 売上原価） / 売上高）で補外する。

マージン率 = 商業統計表公表年マージン率 × 粗利益率対前年度比

あるいは、次による。

マージン率 = 商業統計表公表年マージン率 + 粗利益率の対前年度増減値

粗利益率の推計方法は『商業統計』公表年のマージン率の年度転換の項を参照

その他の収入額

その他の収入額率 = その他の収入額 / 年間販売額

その他の収入額 = 当該年の年間販売額 × その他の収入額率

その他の収入額、年間販売額：『商業統計』よりとる。

当該年の年間販売額：上記 を参照

中間投入

以下の方法を参考にし、補正を行う。

「法人」、「個人商店」別にそれぞれの中間投入比率を求めた後、『商業統計』の「法人」、「個人商店」の「年間販売額」で加重平均して中間年の中間投入比率を求める。

中間年中間投入比率 = 県産業連関表の比率 × 補正率

補正率 : (営業経費 / 産出額) の対前年度比による。

営業経費 : 法人は『四半期別法人企業統計』より販売・一般管理費(除く人件費)をとる。個人商店は、『個人企業経済調査』(総務省)より営業費(除く人件費)をとる。

産出額 : 上記 ~ による。

(2) 補間

一般的な補間の方法としては、補外値と商業統計値との乖離を等差平均で補間するか、幾何平均で補間するか2通りが考えられる。

ちなみに『商業動態統計』は『商業統計又は経済センサス活動調査』を母集団としてサンプル調査を行っており、その乖離を幾何平均で捉えて、以下の方法により『商業統計』の伸び率に則した補正を行っている。

一般的な幾何平均による補間方法は以下のとおりである。

商業統計の伸び率

商業統計の伸び率 = 今回商業統計公表値 / 前回商業統計公表値

補外値の伸び率

補外値伸び率 = 商業動態統計利用補外値 / 前回商業統計公表値

幾何平均乖離率

$$\text{幾何平均乖離率} = \sqrt[5]{\frac{\text{商業統計の伸び率}}{\text{補外値伸び率}}}$$

修正補外値伸び率

修正補外値伸び率 = 補外値伸び率 × 幾何平均乖離率

補間値の推計

補間値 = 前回商業統計公表値 × 修正補外値伸び率

7 . 運輸・郵便業

運輸・郵便業は、市場生産者である(1)「59 鉄道業」、(2)「60 道路運送業」、(3)「61 水運業」、(4)「62 航空運輸業」、(5)「63 その他の運輸業」、(6)「64 郵便業」と、非市場生産者である(7)「92(政府)水運施設管理」、(8)「93(政府)航空施設管理(国営)」からなる。

下記の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合には、「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 59 鉄道業

a . 産出額

鉄道業においては、駅を事業所とみなし、自県事業所より他県事業所までの輸送サービスについては、その産出額の全てを自県に計上することとする。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 60 道路運送業

道路運送業は、「道路旅客業」、「道路貨物輸送業」に分けて推計する。

a . 産出額

道路旅客業

バス(乗合・貸切)、ハイヤー・タクシーについて、関係事業者に対する直接照会若しくは運輸局(陸運支局)資料より営業収益をとる。

上記によらなければ、以下のように推計する。

バス(乗合・貸切)、ハイヤー・タクシーの産出額 = 営業収入 × 分割比率

営業収入：関係機関に直接照会。

分割比率：『交通関連統計資料集』(国土交通省 HP)より輸送人員数の自県分の対全国比を求める。

道路貨物輸送業

道路貨物輸送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の道路貨物運送業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『交通関連統計資料集』（国土交通省 HP）より輸送トン数の自県分の対全国比を求める。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 61 水運業

水運業は、「外洋輸送業」、「沿海・内水面輸送業」、「港湾運送業」からなる。

すべての推計項目を積上げ推計する場合には、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R & D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

*a . 産出額***外洋輸送業**

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

外洋輸送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の外航貨物水運業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『港湾統計』（国土交通省）より海上出入貨物における外国貿易貨物量（輸出）の自県分の対全国比を求める。

沿海・内水面輸送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

沿海・内水面輸送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の内航貨物水運業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

ここで、従業者数は『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「452 沿海海運業」及び「453 内陸水運業」の従業者数を用い、1人当たり現金給与は『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

港湾運送業

関係事業者に対する直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

港湾運送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の水運貨物運送業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『港湾統計』（国土交通省）より海上出入貨物量（輸移出 + 輸移入）の自県分の対全国比を求める。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 62 航空運輸業

すべての推計項目を積上げ推計する場合に、「企業内研究開発分の R&D」及び「自社開発ソフトウェア」産出額を加算する。

a. 産出額

直接照会により以下のように推計する。

直接照会によらない場合は、全国値の分割による。

(a) 直接照会による方法

「 定期航空 」、「 不定期航空 」、「 その他 (航空機使用事業) 」に分けて推計する。

定期航空

自県空港関係定期路線について、自県空港発便分の運賃収入(旅客・貨物・郵便物) をとる。

なお、国際線の場合、本邦航空輸送事業者に限らず、海外航空輸送事業者も含めて、自県内航空発便の収入をとる(以下、同じ)。

不定期航空

自県空港発便分の運賃収入(旅客・貨物・郵便物) をとる。

その他(航空機使用事業)

操縦訓練、報道取材、写真撮影等の航空機使用事業についての収入をとる。

(b) 分割による方法

国内線、国際線に分けて推計する。

国内線

国内航空輸送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率 : 『第3次産業活動指数』(経済産業省) より第3次産業活動指数から「国内航空旅客運送」と「国内航空貨物運送」を加重平均した指数を求め、「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率 : 『航空輸送統計』(国土交通省) の「国内定期航空空港間旅客流動表」の空港間旅客数に、「国内定期航空路線索引」の空港間キロ数を乗じる。

国際線

国際航空輸送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率 : 『第3次産業活動指数』(経済産業省) より第3次産業活動指数から「国際航空旅客運送」と「国際航空貨物運送」を加重平均した指数を求め、「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率 : 直接照会による“人キロ”により求める。これによれない場合は、乗客数(発便) で代用する。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 63 その他の運輸業

その他の運輸業は、「貨物運送取扱業」、「倉庫業」、「こん包業」、「道路輸送施設提供業」、「その他の水運附带サービス業」、「航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附带サービス業」、「旅行・その他の運輸附带サービス業」からなる。

a. 産出額**貨物運送取扱業**

運輸局(陸運支局)資料等より貨物運送取扱事業収入がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

貨物運送取扱業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指の鉄道貨物運送業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』(総務省)の小分類「482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人平均月間現金給与の「H運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」・「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

倉庫業

倉庫業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の倉庫業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：『交通関連統計資料集』(国土交通省)の「普通営業倉庫年間入庫量及び平均月末在庫量」より普通倉庫の年度平均月末在庫量の自県分の対全国比を求める。

こん包業

こん包業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の
こん包業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「484 こん包業」の
従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均
月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の
問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」
「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

道路輸送施設提供業

高速自動車道及び一般有料道路、都市内有料道路、地方公共団体有料道路、路外駐
車場、自動車ターミナルに分けて、直接照会により求める。

これによらない場合は、以下のように推計する。

- ・ 高速自動車道及び一般有料道路、都市内有料道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の『決算に合わせて開示する高速
道路事業関連情報』の「路線別営業収支差（高速道路会社情報の総括）」より料金収
入をとる。

なお、道路が2県以上にまたがる場合は、次式により求める。

高速自動車道の産出額 = 道路別料金収入 × 分割比率

道路別料金収入：『決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報』よりとる。

分割比率：道路延長キロの自県分割合を求める。

- ・ 地方公共団体有料道路（有料橋、有料トンネルを含む）

各県有料道路事業決算書、地方公営企業決算書若しくは対象事業所への直接照会
により料金収入をとる。

- ・ 路外駐車場

路外駐車場の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の駐車場業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：『自動車駐車場年報』（国土交通省）の「都道府県別駐車場整備状況（累計）」より駐車可能台数（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設）の自県分の対全国比を求める。

上記によらない場合は、次式による。

公営分と民営分に分けて推計する。

公 営 分：地方公営企業決算書より年間駐車場収入をとる。

民 営 分：入場車1台当たり駐車料金×駐車可能台数×利用率

入場車1台当たり駐車料金：事業者に対する直接照会若しくは地方公営企業決算書より「年間駐車場収入/年間延べ駐車台数」により求める。

駐車可能台数：『自動車駐車場年報』（国土交通省）の「都道府県別駐車場整備状況（累計）」より都市計画駐車場、届出駐車場及び附置義務駐車施設の駐車可能台数を取り、そこから公営分の駐車可能台数を控除した後、年ベースに換算する。

利 用 率：県駐車場協会若しくは県主管課に対する直接照会による。

・自動車ターミナル

関係事業者に対する直接照会により営業収益をとる。

その他の水運附帯サービス業

その他の水運附帯サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の水運貨物運送業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「489 その他の運輸に附帯するサービス業」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス業

飛行場所在県においてのみ計上する。

航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス業の産出額

= 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の航空旅客運送業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：(4)「62 航空運輸業」の自県推計値分の対全国比率を求める。

旅行・その他の運輸附帯サービス業

旅行・その他の運輸附帯サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の旅行業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』(総務省)の小分類「483 運送代理店」及び「791 旅行業」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人平均月間現金給与の「H 運輸業、郵便業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 64 郵便業*a . 産出額*

郵便業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の郵便業（信書便事業を含む）について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「491 郵便業（信書便事業を含む）」及び「861 郵便局」の従業者数

なお、各地域、普遍的に同一の郵便事業の活動であることから、従業者1人当たりの生産性の地域格差は無いものとする。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(7) 92 (政府) 水運施設管理

第2章第1節「17 . 非市場生産者（政府）」を参照。

(8) 93 (政府) 航空施設管理（国公営）

第2章第1節「17 . 非市場生産者（政府）」を参照。

8 . 宿泊・飲食サービス業

宿泊・飲食サービス業は、(1)「65 飲食サービス業」、(2)「66 旅館・その他の宿泊所」からなる。

(1) 65 飲食サービス業

a . 産出額

飲食サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「飲食店、飲食サービス業」について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「76 飲食店」（小分類「760 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び「77 持ち帰り・配達飲食サービス業（小分類「770 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 66 旅館・その他の宿泊所

a . 産出額

旅館・その他の宿泊所の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の
宿泊業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「75 宿泊業」（小分類「750 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「75A 会社・団体の宿泊所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：8 - (1) 「65 飲食サービス業」に同じ

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

9 . 情報通信業

情報通信業は、(1)「67 電信・電話業」、(2)「68 放送業」、(3)「69 情報サービス業」、(4)「70 映像・音声・文字情報制作業」からなる。

下記の産出額の推計方法において、基礎統計データから積み上げて推計する場合には、第2章第1節「19 . 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

(1) 67 電信・電話業

電信・電話業は、「電信・電話業」、「その他の通信サービス業」、「インターネット附随サービス業」からなる。

a . 産出額

電信・電話業

・ 固定電気通信業

直接照会若しくは『有価証券報告書』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

固定電気通信業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の固定電気通信業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より電話発信回数（加入電話）の自県分の対全国比をとる。

・ 移動電気通信業

直接照会若しくは『有価証券報告書』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

移動電気通信業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の移動電気通信業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より電話発信回数（携帯電話）の自県分の対全国比をとる。

・ その他の電気通信業

直接照会若しくは『有価証券報告書』により自県分営業収益をとる。

これによらない場合は、以下のように推計する。

その他の電気通信業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の通信業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『テレコムデータブック 統計年報』（電気通信事業者協会）より加入電話 + 携帯電話の電話発信回数の自県分の対全国比をとる。

その他の通信サービス業

その他の通信サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の通信業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「373 電気通信に附帯するサービス業」及び「862 郵便局受託業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

インターネット附随サービス業

インターネット附随サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数のインターネット附随サービス業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「40 インターネ

ット付随サービス業」(小分類「400 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者1人平均月間現金給与の「G情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 68 放送業

放送業は、「公共放送業」、「民間放送業」、「有線放送業」からなる。

a. 産出額

公共放送業

公共放送業の産出額 = 受信料収入 + 交付金収入

いずれの収入についても『NHK年鑑』及びNHK地方局への直接照会等による。

民間放送業

民間放送業の産出額 = 放送収入 + 制作収入 + 番組販売収入 - 代理店手数料

県内に放送設備を有する事業者に対する直接照会による。

有線放送業

有線放送業の産出額 = 放送収入 + 施設使用料収入

事業者に対する直接照会による。また、これによらなければ以下による。

有線放送業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より、第3次産業活動指数の放送業について「年度指数 / 暦年指数」を求める

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「383 有線放送」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

以下の項目について、直接照会若しくは財務諸表よりとり、別途推計のFISIM消費額及び政府手数料を加算する。

項目は、材料費、賃貸料、広告宣伝費、その他の経費（販売手数料、運搬費、その他の販売費、福利厚生費、交際費、試験研究費、外注加工費、電力料、ガス水道料、消耗品費、修繕費、その他の製造経費等）。

これによらない場合には、全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 69 情報サービス業

a . 産出額

情報サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の情報サービス業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「39 情報サービス業」（小分類「390 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 70 映像・音声・文字情報制作業

a . 産出額

映像・音声・文字情報制作業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より、第3次産業活動指数の「映像・音声・文字情報制作業」の「年度指数 / 暦年指数」を求める

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の中分類「41 映像・音声・文字情報制作業」（小分類「410 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「G 情報通信業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」・「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

10．金融・保険業

売上高の50%以上が、金融仲介活動、または、補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。「金融機関」は、全ての我が国の居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、金融機関は、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

金融機関は、平成23年基準以降、2008SNAを踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、日本銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る¹⁸。県民経済計算では、「日本銀行」、「預金取扱機関」、「保険」、「年金基金」及び「その他の金融機関」に分けて推計する。なお、「預金取扱機関」はFISIM対象金融仲介機関を含み、「その他の金融機関」は非仲介型金融機関及びFISIM対象外金融仲介機関を指す。

(1) 71金融業（保険、年金基金を除く）

a. 産出額

金融業の産出額は、「日本銀行」、「預金取扱機関」及び「その他の金融機関」の産出額を、機関別にそれぞれ推計し合算する。

$$\begin{aligned} \text{金融業の産出額} &= \text{日本銀行の産出額} + \text{預金取扱機関の産出額} \\ &\quad + \text{その他の金融機関の産出額} \end{aligned}$$

各機関の産出額は以下のとおり。

- ・日本銀行の産出額 = コスト総額
- ・預金取扱機関の産出額 = FISIM 産出額 + 受取手数料
- ・その他の金融機関の産出額 = 受取手数料

また、上記で求めた産出額に、第2章第1節19.の「企業内研究開発分のR&D」及び「自社開発ソフトウェア」産出額を加算する。

以下、「日本銀行の産出額」、「預金取扱機関の産出額」、「その他の金融機関の産出額」の順に推計する。

¹⁸ 平成17年基準までは、金融機関の内訳部門は、民間金融機関、公的金融機関、中央銀行に分けられていた。

日本銀行の産出額

上述のとおりコスト総額。

預金取扱機関の産出額**< FISIM 産出額 >**

- ・ FISIM 産出額の推計は、全国値を按分する。
- ・ FISIM 産出額の推計は、県民経済計算では、預金取扱機関を民間・公的機関別、かつ、資金の借り手側 FISIM・資金の貸し手側 FISIM 別¹⁹に推計する。

$$\begin{aligned} \text{FISIM 産出額} &= \text{民間金融機関の（借り手側 FISIM 産出額 + 貸し手側 FISIM 産出額）} \\ &\quad + \text{公的金融機関の（借り手側 FISIM 産出額 + 貸し手側 FISIM 産出額）} \end{aligned}$$

民間預金取扱機関

- ・ 借り手側 FISIM 産出額 = 全国値 × 分割比率
分割比率：県内貸出金残高 / 全国貸出金残高
- ・ 貸し手側 FISIM 産出額 = 全国値 × 分割比率
分割比率：県内預金残高 / 全国預金残高

分割比率として使用する貸出金残高と預金残高は、それぞれ県別割合が得られる「国内銀行」、「信用金庫」、「労働金庫」及び「農業協同組合、漁業協同組合等」の残高を合算したものとする。

- ・ 貸出金残高 = 国内銀行の貸出金残高 + 信用金庫の貸出金残高
+ 労働金庫の貸出金残高 + 農協等の貸出金残高
- ・ 預金残高 = 国内銀行の預金残高 + 信用金庫の預金残高
+ 労働金庫の預金残高 + 農協等の預金残高

¹⁹ 資金の借り手側とは預金取扱機関から資金を借りる側（企業等）を指し、資金の貸し手側とは預金取扱機関への資金の貸し手側（預金側）を指す。以下、それぞれ「借り手側」、「貸し手側」と称す。

1. 国内銀行	貸出金（年度平残） 一般預金及び譲渡性預金（年度平残）	『日本銀行統計』（HP）
2. 信用金庫	貸出金年度末残高 預金年度末残高	『全国信用金庫概況』 （HP）
3. 労働金庫	貸出金年度末残高 預金及び譲渡性預金年度末残高	各労働金庫資料
4. 農協等	貸出金年度末残高 預金年度末残高	農林中金総合研究所の HP

公的預金取扱機関（保険・年金基金を除く「その他の金融仲介機関」を含む）

・ 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。

・ 借り手側 FISIM 産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：県内貸出金残高 / 全国貸出金残高

・ 貸し手側 FISIM 産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：県内貯金残高 / 全国貯金残高

推計の対象機関：ゆうちょ銀行のみ

県内貸出金残高は県内所在の公的預金取扱機関の県内所管残高の合計であり、全国貸出金残高はすべての公的預金取扱機関の残高である。

県内貸出金残高 = （県内所在預金取扱機関（1～n）の県内所管残高）

全国貸出金残高 = （全国の公的預金取扱機関（1～N）の残高）

ここで、1～n：県内所在の公的預金取扱機関、

1～N：全国の公的預金取扱機関

県別の残高データが得られない機関については、国内銀行の貸出金残高等での代理指数で全国の残高を按分推計する。

< 受取手数料 >

民間の預金取扱機関（「その他の金融仲介機関」を含む）

受取手数料 = 全国値 × 分割比率

全国値：預金取扱機関及びその他の金融仲介機関の FISIM 対象機関の受取
手数料合計

分割比率：（県内貸出金残高 + 県内預金残高）

／（全国貸出金残高 + 全国預金残高）

ただし、「県内貸出金残高」、「県内預金残高」、「全国貸出金残高」及び「全国預金残高」は、FISIM 産出額推計に用いた分割指標の対象とした民間の預金取扱機関とする。

公的預金取扱機関（保険・年金基金を除く「その他の金融仲介機関」を含む）

民間の預金取扱機関に準ずる。

その他の金融機関（非仲介型金融機関）及び FISIM 対象外金融仲介機関の産出額

受取手数料 = 全国値 × 分割比率

全国値：民間及び公的金融機関の非仲介型金融機関及び FISIM 対象外の仲介型
金融機関の受取手数料合計

分割比率：県内従業者数 / 全国従業者数

従業者数は、「経済センサス-基礎調査」による。中分類「65 金融商品取引業、商品先物取引業」（小分類「650 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）、中分類「66 補助的金融業等」（小分類「660 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数合計とする。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 72 保険業

保険業は「○生命保険」、「○年金基金」、「○非生命保険」からなる。下記で求めた産出額に、第2章第1節「19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

生命保険

生命保険は民間生命保険、公的命保からなる。

a. 産出額

生命保険は、受取保険料と支払保険金の差額がその主たる収入源泉である。しかし、この額には保険サービス料のほかに貯蓄的要素も含まれるので、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上では除外する。生命保険の産出額(帰属サービス料) の推計式は、以下のとおりである。

生命保険サービス産出額 = 受取保険料 + 財産運用純益

- 支払保険金 - 準備金純増額

受取保険料：保険会社が被保険者から実際に受け取った保険料

支払保険金：保険会社が実際に支払った保険金

準備金純増額：将来発生する保険金支払いのための準備金で、危険準備金を除く責任準備金純増額 + 支払備金純増額

財産運用純益：利息配当収入 - 支払い利息 - 財産運用益を源泉とする保険契約者配当

< 生命保険の各系列の計上の仕方について >

需要サイドの支出系列からみると、生命保険の場合は家計のみがそのサービスを購入するために家計最終消費支出に計上される。

また、分配系列の所得支出勘定からみると生命保険は、保険契約者が生命保険企業の共同組織者とみなされるために、保険料や保険金の受払が同一部門間取引となるために所得支出勘定には計上されない。

なお、生命保険準備金のうち家計持分は、家計の金融資産とみなされ、家計に全額帰属される。

主要な推計対象機関は、以下のとおりである。

区分	推計対象機関
民間生命保険	生命保険会社 農業協同組合共済事業 全国共済農業協同組合連合会 全国共済水産業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
公的生命保険	かんぽ生命保険

b. 中間投入

全国値の保険業の中間投入比率を準用する

年金基金

年金基金は民間年金基金、公的年金基金からなる。

a. 産出額

年金基金の産出額（帰属サービス料）は、運営費用を積み上げることにより求める。

年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積上げ推計する。

< 年金基金 >

年金基金は、コストを積み上げて産出額を推計しており、この生産されたサービスは家計の最終消費支出となる。

また年金基金は、所得支出勘定の中で、金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と、家計が年金基金（金融機関）へ払い込む現実社会負担が経常取引として記録される。

年金基金（金融機関）における負担と給付は家計の持分の変動と考え、その差額は「制度部門別所得支出勘定」において家計への戻し分として調整される（「年金受給権の変動調整」）。さらに同額が「金融勘定」における家計の金融資産である保険・年金準備金の増加として表れる。

具体的な推計方法は以下のとおりである。

当該機関の産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率は加入者数の自県分の対全国比による。

推計対象となる年金基金としては以下のものが挙げられる。

区分	対象機関
民間年金基金	厚生年金基金・企業年金連合会 適格退職年金（平成 24 年 3 月まで） 国民年金基金・同連合会 確定給付企業年金
公的年金基金	勤労者退職金共済機構 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 （独立行政法人）農業者年金基金

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

非生命保険

非生命保険は「民間非生命保険」、「公的非生命保険」、「定型保証」からなる。

a. 産出額

民間非生命保険及び公的非生命保険の産出額

非生命保険も生命保険と同様に、保険的要素のほかに貯蓄的要素を含むために、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上では除外する。非生命保険の産出額（帰属サービス料）の定義（推計式）は、以下のとおりである。

$$\text{非生命保険サービス産出額} = \text{受取保険料} + \text{財産運用純益} - \text{支払保険金} \\ - \text{準備金純増額}$$

受取保険料：保険企業が被保険者から実際に受け取った保険料と受け取り事由があるものの未収の保険料の計

支払保険金：保険企業が実際に支払った保険金と支払い事由があるものの未払いの保険金（支払備金）の計

準備金純増額：将来発生する保険金支払に備えて積み立てておく準備金の純増額

財産運用純益：非生命保険の財産運用収益は保険契約者に帰属する分のみであり、責任準備金のうち保険料積立金に応じた額となる。

（利息配当収入 - 支払い利息 - 保険契約者配当）

$$\begin{aligned} & \times \{ (\text{責任準備金積立分} + \text{支払備金}) \\ & / (\text{責任準備金} + \text{支払備金}) \} \end{aligned}$$

「定型保証」の産出額

「定型保証」の産出額の定義（推計式）は以下のとおりである。

$$\text{定型保証産出額} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{純債務肩代わり}$$

$$\text{財産運用純益} = \text{利息配当収入} - \text{支払利息}$$

$$\begin{aligned} \text{純債務肩代わり} &= \text{貸し倒れ損失} - \text{償却債権取立益} + \text{貸倒引当金繰入} \\ &\quad - \text{貸倒引き当金戻入} + \text{保証損失引当金繰入} \\ &\quad - \text{保証損失引当金戻入} \end{aligned}$$

< 非生命保険の各系列の計上の仕方について >

需要サイドの支出系列からみると、非生命保険の産出（非生命保険サービス）は家計、対家計民間非営利団体、一般政府では最終消費支出に計上されるが、市場生産者では、非生命保険はコストとみなされるため中間消費に計上される。

また、分配系列の所得支出勘定からみると、非生命保険企業と保険契約者は支払いの対象が異なるので、各制度部門別に所得の移転としてあらわれ、非生命保険会社は純保険料を受け取り、保険金を支払う。純保険料とは、被保険者の総支払額から非生命保険サービスを差し引いたものであり、それは保険金の額と等しい。

保 険 金：支払 金融機関（保険）

受取 各制度部門

純保険料：支払 各制度部門

受取 金融機関（保険）

純保険料と保険金は同額となる。

保険料を（a）、保険金を（b）、（責任準備金純増 - 財産運用益）を（c）とすると

$$\begin{aligned} \text{純保険料} &= \text{総支払額} - \text{帰属サービス料} \\ &= (a - c) - (a - b - c) \\ &= (b) = \text{保険金} \end{aligned}$$

推計対象機関としては、以下のものがあげられる。

区分	推計対象機関
民間非生命保険	本邦損害保険会社 外国損害保険会社 船主相互保険組合 漁船保険中央会 火災共済協同組合 農業共済組合 農業共済組合連合会 漁業共済組合 漁業共済組合連合会
公的非生命保険	地震再保険 農業共済再保険 漁船再保険及び漁業共済保険 貿易再保険 自動車安全 日本貿易保険 日本政策金融公庫（信用保険等業務勘定） （平成20年9月まで中小企業金融公庫） （独立行政法人）森林保険センター 農業共済事業 交通災害共済事業
定型保証	全国信用保証協会 農林漁業信用基金（林業信用保証制度） 住宅ローン保証を提供する機関

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

11. 不動産業

不動産業は、(1)「73 住宅賃貸業」、(2)「74 不動産仲介業」、(3)「75 不動産賃貸業」からなる。

(1) 73 住宅賃貸業

住宅賃貸業の産出額は、住宅の使用によって生ずるサービス、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の居住部分の粗賃貸料に相当し、持ち家及び借家（借間も含む）の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持ち家及び給与住宅については帰属家賃を含む。

a. 産出額

支出系列で推計した額に、自社開発ソフトウェアの産出額を加算する。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 74 不動産仲介業

a. 産出額

不動産仲介業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の不動産取引業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』の中分類「68 不動産取引業」（小分類「680 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「694 不動産管理業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「K 不動産業、物品賃貸業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 75 不動産賃貸業*a. 産出額*

不動産賃貸業の産出額²⁰ = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の不動産賃貸業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』の小分類「691 不動産賃貸業」の従業者数

1人当たり現金給与：上記(2)と同じ値を用いる。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

²⁰ 土地の賃貸料の受払いは所得支出勘定の財産所得の受払いであり、不動産賃貸業の生産ではなく、産出額には含まない。

12. 専門・科学技術、業務支援サービス業

専門・科学技術、業務支援サービス業は、(1)「76 研究開発サービス」、(2)「77 広告業」、(3)「78 物品賃貸サービス業」、(4)「79 その他の対事業所サービス業」、(5)「80 獣医業」と、非市場生産者である(6)「97(政府)学術研究」、(7)「101(非営利)自然・人文科学研究機関」からなる。

(1) 76 研究開発サービス

a. 産出額

研究開発サービスの産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の学術・開発研究機関について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「71 学術・開発研究機関」（小分類「710 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の「個人」及び「会社」の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 77 広告業**a. 産出額**

広告業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の広告業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』の中分類「73 広告業」（小分類「730 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：「76 研究開発サービス」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 78 物品賃貸サービス業

物品賃貸サービス業は、「物品賃貸業」、「貸自動車業」からなる。

a. 産出額

物品賃貸業（「貸自動車業」を除く物品賃貸業）

物品賃貸業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の物品賃貸業（自動車賃貸業を除く）について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「70 物品賃貸業」（小分類「700 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び小分類「704 自動車賃貸業」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与の「K 不動産業、物品賃貸業」を用いる。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

貸自動車業

運輸局（陸運支局）若しくはレンタカー協会への直接照会により営業収益がとれる場合はそれにより、とれない場合は次式による。

貸自動車業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車賃貸業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「704 自動車賃貸業」の従業者数

1人当たり現金給与：「物品賃貸業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 79 その他の対事業所サービス業**a. 産出額**

その他の対事業所サービス業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「専門サービス業」、「技術サービス業」及び「職業紹介・労働者派遣業」の加重平均について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「72 専門サービス業」（小分類「720 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「727 著述・芸術家業」を除く）、中分類「74 技術サービス業」（小分類「740 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「741 獣医業」、「746 写真業」を除く）、中分類「91 職業紹介・労働者派遣業」（小分類「910 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び中分類「92 その他の事業サービス業」（小分類「920 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数合計

1人当たり現金給与：「76 研究開発サービス」に同じ

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 80 獣医業

a . 産出額

獣医業の産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：『獣医師の届出状況（獣医師数）』の獣医事に従事する者のうち民間団体職員、個人診療施設の総数の自県分の対全国比を求める。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 97 (政府) 学術研究

第 2 章第 1 節「17. 非市場生産者（政府）」を参照。

(7) 101 (非営利) 自然・人文科学研究機関

第 2 章第 1 節「18. 非市場生産者（非営利）」を参照。

13 . 公務

第 2 章第 1 節「17 . 非市場生産者（政府）」を参照。

14．教育

市場生産者である(1)「81教育」と、非市場生産者である(2)「95(政府)教育」及び(3)「99(非営利)教育」からなる。

(1) 81教育

a. 産出額

教育の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の学術・開発研究機関について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「822職業・教育支援施設」及び「829他に分類されない教育、学習支援業」の「民営」の従業者数合計。（総数には政府分が含まれているため）

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計（「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」）を、『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 95(政府)教育

第2章第1節「17. 非市場生産者(政府)」を参照。

(3) 99(非営利)教育

第2章第1節「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。

15 . 保健衛生・社会事業

市場生産者である(1)「82 医療・保健」、(2)「83 介護」と、非市場生産者である(3)「98 (政府) 保健衛生、社会福祉」及び(4)「102 (非営利) 社会福祉」からなる。

(1) 82 医療・保健

医療・保健は、「医療業」、「保健衛生業」、「社会福祉業」からなる。

医療業

a . 産出額

下記で求めた産出額に、第2章第1節「19 . 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額」の産出額を加算する。

医療業の産出額の推計方法は、医療費支払者から医療機関への支払総額を「総医療費」としてとらえる。総医療費は、「保険適用となる傷病治療費」、「保険適用外の支払い(先端医療や不妊治療等)」からなる。

医療費総額は「保険適用となる傷病治療費」に「保険適用外の支払い」分を膨らまして推計する。

医療費総額 = 「保険適用となる傷病治療費」 × (1 + 保険外診療比率)

保 険 外 診 療 比 率 : 『経済センサス-活動調査』より自県分の

「保険外診療収入 / 保険診療収入」を求める。

保険適用となる傷病治療費

公費負担分、保険者等負担分、後期高齢者医療給付分(旧老人保健分) 患者負担分に分けて推計する。

・公費負担分

公費負担分 = 公費負担分(全国値) × 分割比率

公費負担分(全国値): 『国民医療費』(厚生労働省)の「国民医療費、年次・制度区分別」より公費負担医療給付分をとる。

分 割 比 率 : 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金)の支部別管掌別診療報酬等確定金額より「支払総額 - 医療保険合計 - 老人保健」の自県分の対全国比を求める。

・保険者等負担分

保険者等負担分 = 医療保険分 + 国民健康保険分（高額療養費を含む）
+ その他の労働者災害補償分

医療保険分：『基金年報』の支部別管掌別診療報酬等確定金額より医療保険合計をとる。共済組合、組合管掌健保については、療養附加給付分を加算する。

国民健康保険分（高額療養費を含む）：『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）の都道府県別医療費状況より「療養諸費保険者負担額 + 高額療養費」を求める。

その他の労働者災害補償分：『労働者災害補償保険事業年報』（厚生労働省）、『国家公務員災害補償統計』（人事院）、『常勤地方公務員災害補償統計』（地方公務員災害補償基金）よりとる。

なお、国家公務員災害補償分については、上記資料より全国値をとり、都道府県別在勤職員構成比（『国家公務員給与等実態調査報告』）で按分する。

これによらない場合は、次式による。

保険者等負担分 = 保険者負担分（全国値）× 分割比率

保険者等負担分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）の「国民医療費、年次・制度区分別」より医療保険給付分をとる。

分割比率：『基金年報』の支部別管掌別診療報酬等確定金額より医療保険合計の自県分の対全国比を求める。

・旧老人保健分（平成 20 年 3 月まで）

老人医療給付額を所轄機関の精算書よりとる。

これによらない場合は、次式による。

旧老人保健分 = 老人保健分（全国値）× 分割比率

老人保健分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）による。

分割比率：『基金年報』の老人保健医療給付状況より合計金額の自県分の対全国比を求める。

・後期高齢者医療給付分（平成 20 年 4 月から）

後期高齢者医療給付額については、『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）』（厚生労働省）の「都道府県別医療費の状況」の「医療給付費の状況」より医療給付費合計をとる。

・患者負担分

患者負担分は、「全額自費分」及び「公費又は保険の一部負担」からなる。

患者負担分 = 患者負担分（全国値）× 分割比率

患者負担分（全国値）：『国民医療費』（厚生労働省）の「国民医療費、年次・制度区分別」の患者等負担分をとる。

分 割 比 率：『基金年報』の支部別管掌別診療報酬等確定金額（総額）の自県分の対全国比を求める。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

なお、直接推計による場合の項目は、下記 [医療業の項目対応表] の中間投入項目の合計に別途推計の FISIM 消費額を加算する。また、政府手数料が中間投入項目から除かれている場合には別途加算する。

[医療業の項目対応表]

SNA	医療業の財務項目
中間投入 (FISIM以外)	薬品費 診療材料費 給食材料費 診療消耗費 消耗品費・備品費 光熱水道費・燃料費 修繕費 賃貸費 委託費 その他経費(研究・研修、その他(医療)) その他(医業外費用 - 支払利息)
雇用者報酬	給与費 福利厚生費
固定資本減耗	減価償却費
生産・輸入品に課される税	租税公課

保健衛生業

a . 産出額

保健衛生業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の医療、福祉について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「842 健康相談施設」及び「849 その他の保健衛生」の「民営」の従業者数合計。
(総数には政府分が含まれるため)

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計(地方調査)』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計(「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業(他に分類されないもの)」)

を、『毎月勤労統計(地方調査)』(厚生労働省)の常用労働者数で加重平均して求める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」・時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

社会福祉業

a . 産出額

社会福祉業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の「医療、福祉」について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比を求める。

従業者数：従業者数：『経済センサス-基礎調査』(総務省)より小分類「853 児童福祉事業」、「85C 特別養護老人ホーム」、「85G 認知症老人グループホーム」、「85H 有料老人ホーム」、「85J その他の老人福祉・介護事業」、「855 障害者福祉事業」及び「859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業」うちの経営組織が個人、会社の従業者数合計

1人当たり現金給与：「保健衛生業」に同じ

b . 中間投入

全国値の中間投入比率(医療・保健)を準用する。

(2) 83 介護

a . 産出額

介護サービスの産出額は、医療業と同様に、介護サービス費支払者から介護サービス機関への支払総額を「総介護サービス費」として捉える。

総介護サービス費は『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）より推計する。同資料は刊行年度によって集計対象の月次期間が異なることから、所管の資料等も用いて年度値に修正する。

介護の産出額 = 介護給付・予防給付費用額（福祉用具購入費と住宅改修費を除く）
+ 市町村特別給付費用額 + 自社開発ソフトウェア産出額

介護給付・予防給付費用額（福祉用具購入費と住宅改修費を除く）:

「第 8-1 表 都道府県別保険給付 介護給付・予防給付（費用額）」
の費用合計から福祉用具購入費と住宅改修費を差し引く。政令指定
都市では「第 8-1 表 保険者別保険給付 介護給付・予防給付（費
用額）」のデータを使用する。

市町村特別給付費用額：「第 12 表 保険者別保険給付 市町村特別給付（費用
額）」の費用合計をとる。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 98 (政府) 保健衛生、社会福祉

第 2 章第 1 節「17 . 非市場生産者（政府）」を参照。

(4) 102 (非営利) 社会福祉

第 2 章第 1 節「18 . 非市場生産者（非営利）」を参照。

16. その他のサービス

市場生産者である(1)「84 自動車整備・機械修理業」、(2)「85 会員制企業団体」、(3)「86 娯楽業」、(4)「87 洗濯・理容・美容・浴場業」、(5)「88 その他の対個人サービス業(89 分類不明を含む)」と、非市場生産者である(6)「96(政府)社会教育」、(7)「100(非営利)社会教育」及び(8)「103(非営利)その他」からなる。

(1) 84 自動車整備・機械修理業

自動車整備・機械修理業は、「自動車整備業」、「機械修理業」からなる。

a. 産出額

自動車整備業

自動車整備業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車整備業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：『交通関連統計資料集』（国土交通省）より「自動車保有車両数」の自県分の対全国比とする。

○機械修理業

機械修理業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の自動車整備業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）の小分類「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902 電気機械器具修理業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計(地方調査)』（厚生労働省）の常用労働者1人平均月間現金給与について、サービス業計(「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「R サービス業(他に分類されないもの)」)を、『毎月勤労統計(地方調査)』（厚生労働省）の常用労働者数で加重平均して求

める。

なお、「サービス業計」を用いることとするが、『毎月勤労統計(地方調査)』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(2) 85 会員制企業団体

a . 産出額

会員制企業団体の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の複合サービス事業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』(総務省)より「Q 複合サービス事業」の中分類「87 協同組合(他に分類されないもの)」「小分類「870 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く)及び小分類「931 経済団体」の従業者数合計

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「機械修理業」に同じ

b . 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(3) 86 娯楽業

a . 産出額

娯楽業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』(経済産業省)より第3次産業活動指数の娯楽業について「年度指数/暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「80 娯楽業」（小分類「800 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）及び小分類「727 著述・芸術家業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(4) 87 洗濯・理容・美容・浴場業

a. 産出額

洗濯・理容・美容・浴場業の産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の洗濯・理容・美容・浴場業について「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より中分類「78 洗濯・理容・美容・浴場業」（小分類「780 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）の従業者数

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(5) 88 その他の対個人サービス業（「89 分類不明」を含む）

a. 産出額

その他の個人サービス業(分類不明を含む)の産出額

= 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率

年度転換比率：『第3次産業活動指数』（経済産業省）より第3次産業活動指数の「学習支援業」、「冠婚葬祭業」及び「写真業」を加重平均し「年度指数 / 暦年指数」を求める。

分割比率：従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業者数：『経済センサス-基礎調査』（総務省）より小分類「014 園芸サービス業」、「823 学習塾」、「824 教養・技能教授業」、「746 写真業」、中分類「79 その他の生活関連サービス業」（小分類「790 管理、補助的経済活動を行う事業所」及び小分類「791 旅行業」を除く）、小分類「903 表具業」及び「909 その他の修理業」の従業者数合計

1人当たり現金給与：「84 自動車整備・機械修理業」の「機械修理業」に同じ

b. 中間投入

全国値の中間投入比率を準用する。

(6) 96 (政府) 社会教育

第2章第1節「17. 非市場生産者(政府)」を参照。

(7) 100 (非営利) 社会教育

第2章第1節「18. 非市場生産者(非営利)」を参照。

(8) 103 (非営利) その他

第2章第1節「18. 非市場生産者(非営利)」を参照

17. 非市場生産者（政府）

非市場生産者である一般政府が行う経済活動は、無料又は経済的に意味のない価格で財貨・サービスを生産する活動である。経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。一般政府の生産活動の産出額は、売上等のデータからは推計できないことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計する。

なお、一般政府の経済活動は、国及び県、市町村の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や独立行政法人など政府の強い監督下にあるものも含まれる。（『国民経済計算年報』の「参考資料 国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照）

経済活動別（作業分類）と会計区分等との対応

経済活動別（作業分類）	国出先機関	県・市町村
90（政府）下水道	なし	公営事業会計
91（政府）廃棄物処理	なし	普通会計あるいは 公営事業会計
92（政府）水運施設管理	海上保安庁等（財調）	普通会計
93（政府）航空施設管理 （国営）	航空管制等（財調）	普通会計
94（政府）公務	一般会計 社会保障基金（財調）	普通会計 社会保障基金
95（政府）教育	国立大学法人等（財調）	普通会計
96（政府）社会教育	国立博物館等（財調）	普通会計
97（政府）学術研究	国立研究所（財調）	普通会計
98（政府）保健衛生 ・社会福祉	検疫所等（財調）	普通会計

（注）「財調」は「財政収支調査」の略

推計方法は次のとおり。

県民経済計算においては、機関ごとの決算書データ等から以下の経済活動別（作業分類）に推計することを基本とする。

国出先機関の推計方法

国出先機関については、機関ごとに経済活動別（作業分類）を対応させて、財政収支調査等のデータから積上げ推計する。

県・市町村の推計方法

県・市町村については、決算書データ等から直接に経済活動別（作業分類）に対応した推計ができない場合は、次の手順による。

県・市町村全体の産出額（固定資本減耗を除く）の推計

県・市町村の非市場生産者（政府）（9作業分類）全体の産出額（固定資本減耗を除く）を『決算書』より推計する。

事業会計等の独立した会計のある活動の推計

事業会計や独立した決算処理がなされている「90（政府）下水道」、 「91（政府）廃棄物処理」、 「92（政府）水運施設管理」、 「93（政府）航空施設管理（国営）」、「97（政府）学術研究」の活動については、『決算書』ないしは関係機関への直接照会により産出額（固定資本減耗を除く）を推計する。

他の活動の推計

上記 非市場生産者（政府）全体の産出額から の独立した会計の活動の産出額を差し引いた残差を「その他の活動」の産出額（固定資本減耗を除く）とする。

この産出額（固定資本減耗を除く）を、「94（政府）公務」、「95（政府）教育」、「96（政府）社会教育」、「98（政府）保健衛生・社会福祉」に『地方財政統計年報』（総務省）目的別・性質別歳出内訳表より「人件費」の割合をもって分割推計する。

対応は以下のとおり。

経済活動別（作業分類）	『地方財政状況調査表』の費目
91（政府）廃棄物処理	衛生費のうち清掃費
92（政府）水運施設管理	土木費のうち港湾費
93（政府）航空施設管理 （国営）	土木費のうち空港費
94（政府）公務	議会費、総務費、労働費、農林水産業費、 商工費、警察費、消防費、土木費（うち港湾 費、空港費を除く）、教育費のうち教育総務 費、体育施設費、民生費のうち災害救助費
95（政府）教育	教育費（うち教育総務費、社会教育費、体育 施設費を除く）
96（政府）社会教育	教育費のうち社会教育費
98（政府）保健衛生・社会福祉	民生費（うち災害救助費を除く）、衛生費（う ち清掃費を除く）

経済活動別（作業分類）と表章分類（付表）との対応は、以下のとおりである。

経済活動別（作業分類）	表章分類（付表）
90（政府）下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91（政府）廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
92（政府）水運施設管理	7 運輸・郵便業
93（政府）航空施設管理 （国営）	7 運輸・郵便業
94（政府）公務	13 公務
95（政府）教育	14 教育
96（政府）社会教育	16 その他のサービス
97（政府）学術研究	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
98（政府）保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

a. 産出額

非市場生産者（政府）の経済活動別産出額は生産費用を積み上げて推計する。産出額は次式によって求められる。

$$\begin{aligned} \text{非市場生産者（政府）の産出額} = & \text{雇用者報酬} + \text{中間投入} + \text{固定資本減耗} \\ & + \text{生産・輸入品に課される税} \end{aligned}$$

雇用者報酬：

決算書より、非市場生産者（政府）の経済活動ごとに、その雇用者の労働提供に対して支払う現金と現物による賃金、俸給と雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金をとる。また、公務員住宅賃貸の差額家賃も加算する。

なお、ここで雇用者とは、非市場生産者（政府）の生産活動に従事する全ての就業者を指し、特別職の公務員や議員・委員等も含まれる。

中間投入：

非市場生産者（政府）の経済活動ごとに、次式によって推計する。

$$\begin{aligned} \text{中間投入額} = & \text{(a)「決算書」の中間投入額} \\ & + \text{(b)FISIM消費額} - \text{(c)ソフトウェア} \\ & + \text{(d)日本銀行の非市場産出分} \end{aligned}$$

ただし、(d)日本銀行の非市場産出分は、「94（政府）公務」のみ加算する。

(a) 決算書の中間投入額

決算書から、「中間投入」該当項目をとる。

なお、序-9のとおり「防衛装備品」に係る支出については除外する。

また、非市場生産者（政府）の経済活動が経常勘定において購入する新たな商品の購入から同種の中古財及び廃品・くずの純販売（販売 - 購入）を原則として控除するが、中古財であっても他県から購入したものについては、中間投入として計上する。

(b) FISIM消費額

別途、分配系列の第2章第4節「1. 利子」で推計する制度部門別FISIM消費額を用いる。

なお、県民経済計算においては非市場生産者（政府）の経済活動ごとのFISIM消費額は、「97（政府）学術研究」を除いた各経済活動の雇用者報酬額の比率で分割する。

(c) ソフトウェア（受注型、パッケージ型のみ）

「ソフトウェア」は、決算書などから直接に控除することは困難であるため、次の方法で中間投入から控除する。

（ソフトウェアの中間投入からの控除）

$$\begin{aligned} \cdot \text{ソフトウェアの額} &= (\text{中間投入に占めるソフトウェアの全国の比率}) \\ &\quad \times (\text{自県分の中間投入}) \end{aligned}$$

自県分の中間投入：(a)「決算書」の中間投入額 + (b)FISIM消費額

$$\begin{aligned} \cdot \text{中間投入に占めるソフトウェアの全国の比率} &= (\text{ソフトウェアの全国値}) \\ &\quad / (\text{中間投入の全国値} + \text{ソフトウェアの全国値}^{21}) \\ &\quad - \text{日本銀行の非市場産出分の全国値}) \end{aligned}$$

日本銀行の非市場産出分の全国値 = 日本銀行の産出額の全国値

$$- \text{日本銀行の受取手数料の全国値}$$

なお、国民経済計算の「固定資本マトリックス」には政府について経済活動別データが表章されていないことから、政府の経済活動別ソフトウェアの推計は、「中間投入に占めるソフトウェアの国の比率」を政府一律(全国値)として推計することとする。

(d) 「94（政府）公務」への日本銀行の非市場産出分のコスト加算

日本銀行が産出する3つのサービス、()金融仲介サービス、()金融政策サービス、()金融機関監督サービス²²のうち非市場産出は、一般政府の支出として記録され、日本銀行の非市場産出を一般政府が購入して、消費した形をとる。

²¹ 『国民経済計算年報』の付表22。「固定資本マトリックス」は、受注型、パッケージ型ソフトウェア以外に自社開発ソフトウェアも含んでいるが、SNAでは一般政府部門、対家計民間非営利団体部門での自社開発ソフトウェアの産出はないものとしていることから、この表での両部門の数値については受注型、パッケージ型ソフトウェアのみが対象である。

²² 金融機関監督サービスはコストを賄う手数料を課しているかどうかで市場産出か非市場産出かで記録する。国民経済計算では、日本銀行の産出額を決算書からコスト積上げで計測し、受取手数料を除いたものを、非市場産出としている。

その結果、一般政府の中間投入は、日本銀行の非市場産出額分だけ増加²³し、一般政府の産出額も同額だけ増加することになる。

加算する非市場産出額は、日本銀行の産出額から日本銀行の受取手数料を除いたものである。

固定資本減耗：

非市場生産者（政府）の経済活動ごとに固定資本減耗額を推計する。

経済活動別固定資本減耗額 = 経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）

× 全国の経済活動別固定資本減耗比率
（防衛装備品の固定資本減耗分を除く）

全国の経済活動別固定資本減耗比率

= 全国の経済活動別固定資本減耗額
（防衛装備品の固定資本減耗分を除く）

/ 全国の経済活動別産出額
（固定資本減耗を除く）

生産・輸入品に課される税：

該当項目としては、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、消費税、自動車重量税等で、これらは照会調査、若しくは「歳入歳出決算書」、『地方財政統計年報』（総務省）よりとる。

なお、非市場生産者（政府）の経済活動ごとの生産・輸入品に課される税は、各経済活動の雇用者報酬額の比率で分割する。

²³ 日本銀行の非市場産出を政府が購入する費用を賄うために、非市場産出の価値の分だけの経常移転が、中央銀行の支払、一般政府の受取として記録される。

18．非市場生産者（非営利）

対家計民間非営利団体が行う経済活動は、無料又は経済的に意味のない価格で、サービスを家計へ提供する活動である。労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の活動がこれに含まれる。非市場生産活動の産出額は、売上等のデータからは推計できないことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計する。

経済活動別（作業分類）ごとに全国値を分割して推計する。

経済活動別の作業分類単位で推計し、それぞれ表章分類に対応させる。

対応は、以下のとおりである。

経済活動別（作業分類）	表章分類（付表）
99（非営利）教育	14 教育
100（非営利）社会教育	16 その他のサービス
101（非営利）自然・人文科学 研究機関	12 専門・科学技術、 業務支援サービス業
102（非営利）社会福祉	15 保健衛生・社会事業
103（非営利）その他	16 その他のサービス

a．産出額

経済活動別非市場生産者（非営利）の産出額 = 全国値 × 分割比率

分割比率：従業員数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比

従業員数：『経済センサス-基礎調査』の該当従業員数の対全国比率による。

1人当たり現金給与：『毎月勤労統計（地方調査）』（厚生労働省）の調査産業計の常用労働者1人平均月間現金給与を代用する。

なお、『毎月勤労統計（地方調査）』を利用する場合の時系列上の問題については第2章第1節「産出額・中間投入額の推計方法」「時系列データが安定しない場合の対応」を参照のこと。

b．中間投入

非市場生産者（非営利）の経済活動別中間投入比率は、全国の活動別中間投入比率を準用する。

19. 企業内研究開発の R & D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

(1) 企業内研究開発の R & D 産出額

経済活動別の企業内研究開発の R & D 産出額の推計

市場生産者の各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、R & D 産出分は含まれていない。企業内研究開発の R & D は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、企業内研究開発の産出額分を各経済活動に加算する必要がある。加算する県別の経済活動別企業内研究開発の産出額は全国値分割によって推計する。

経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

= 全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額 × 分割比率

分 割 比 率 : 県の「研究者・技術者」の経済活動別人数

/ 全国の「研究者・技術者」の経済活動別人数

「研究者・技術者」の経済活動別人数 : 『国勢調査』(総務省)

経済活動別の産出額を推計するためには、従業地ベースの人数で県に分割することが望ましいが、「国勢調査」(総務省)での従業地ベースの「研究者・技術者」の県別公表データ(「従業地による産業(中分類)」表 1 - 1)は全産業の人数のみで、産業別人数が得られない。そこで、居住地ベースでは職業別産業別データ(「就業者の産業・職業」表 1 1 - 2)が県別に得られることから、居住地ベースの「研究者・技術者」の産業別構成比を用いて、従業地ベースの「研究者・技術者」人数を産業別に分割し、「研究者・技術者」の経済活動別県別人数データを作成し、これを分割指標とする。

(対応する経済活動)

農林水産業の一部

製造業

電気・ガス・水道業

建設業

卸売・小売業

運輸・郵便業の一部

情報通信業

金融・保険業

保健衛生・社会事業のうち医療業

なお、全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額は暦年値であり、4 分の 1 移動法により年度値とする。最終年の第 4 四半期は、前年第 4 四半期値に暦年伸び率を乗じる。

推計単位別の企業内研究開発の R & D 産出額の推計

経済活動別よりも更に細かい推計単位の分類での企業内研究開発の R & D 産出額は、上記 で推計した県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額を推計単位別に分割して推計する。

分割に際しては、上記 と同様に、「研究者・技術者」人数で推計単位別に分割推計することを基本とするが、推計単位別の「研究者・技術者」人数が得られない場合には、推計単位別の産出額（企業内研究開発の R & D 産出額を除く）を用いる。

- 推計単位の分類で「研究者・技術者」の人数が得られる場合

推計単位別企業内研究開発の R & D 産出額

= 県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額

× 県の「研究者・技術者」の推計単位別人数の構成比

県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額：上記 の「研究者・技術者」

による分割推計

県の「研究者・技術者」の推計単位別人数の構成比

19. 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額

$$\begin{aligned} &= \text{県の「研究者・技術者」の推計単位別人数} \\ &/ \text{県の「研究者・技術者」の推計単位別人数合計} \\ &\text{「研究者・技術者」の推計単位別人数：『国勢調査』（総務省）} \end{aligned}$$

○ 推計単位の分類で「研究者・技術者」の人数が得られない場合

上記の「研究者・技術者」による分割推計で求めた県の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額を、県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を除く）の構成比で分割する。

なお、県の推計単位別産出額を全国値分割で推計している場合には、産出額に企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含むため、これを全国の企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額の比率で控除する。

推計単位別企業内研究開発の R & D 産出額

$$= \text{県の経済活動別企業内研究開発の R \& D 産出額}$$

$$\times \text{県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R \& D 及び} \\ \text{自社開発ソフトウェアの産出額を除く）構成比}$$

県の経済活動別企業内

研究開発の R & D 産出額：上記の「研究者・技術者」による分割推計

県の推計単位別産出額（企業内研究開発 R & D 及び

自社開発ソフトウェアの産出額を除く）：

産出額を全国値分割で推計している推計単位については、次式で求める。

推計単位別産出額

（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を除く）

$$= \text{全国値分割推計による県の推計単位別産出額}$$

（企業内研究開発 R & D 及び自社開発ソフトウェアの産出額を含む）

$$\times \left(1 - \text{全国の経済活動別企業内研究開発 R \& D} \right. \\ \left. \text{及び自社開発ソフトウェアの産出額比率} \right)$$

全国の経済活動別企業内研究開発 R & D

及び自社開発ソフトウェアの産出額比率

$$= \text{全国の経済活動別企業内研究開発 R \& D}$$

及び自社開発ソフトウェアの産出額

/ 全国の経済活動別産出額（企業内研究開発 R & D

及び自社開発ソフトウェアの産出額を含む）

なお、全国の経済活動別企業内研究開発の R & D 産出額及び全国の経済活動別産出額は、暦年値であり、上記と同様の方法で年度値に変換する。

(2) 自社開発ソフトウェアの産出額

市場生産者の各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、自社開発ソフトウェア産出分は含まれていない。自社開発ソフトウェア産出は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、自社開発ソフトウェア産出分を各経済活動に加算する必要がある。加算する県別の経済活動別自社開発ソフトウェアの産出額は全国値の産出額比(自社開発ソフトウェア分を除く)によって推計する。

自社開発ソフトウェアは市場生産者のみ産出する。非市場生産者(政府)及び非市場生産者(非営利)は産出しない。

経済活動別自社開発ソフトウェア産出額

= 自県の経済活動別産出額

× (経済活動別自社開発ソフトウェア産出額 (全国値)

/ 経済活動別産出額 (自社開発ソフトウェアを除く、全国値))

なお、経済活動別自社開発ソフトウェア産出額(全国値)及び経済活動別産出額(全国値)は暦年値であり、4分の1移動法により年度値とする。最終年の第4四半期は、前年第4四半期値に暦年伸び率を乗じる。

第2節 輸入品に課される税・関税

a. 範囲

輸入品に課される税・関税は関税、輸入品にかかる内国消費税からなる。

関税とは、関税定率表に基づいて輸入品に課す税である。

内国消費税とは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」で定義されているものである。

b. 推計方法

輸入品に課される税・関税 = 全国値 × 分割比率

全国値：資料上の制約により暦年値で代替する。

分割比率：経済活動別県内総生産の「小計(経済活動の計)」の対全国比率で分割する。

なお、輸入品に課される税・関税の各経済活動への格付けは、その特定化が難しいため一括して欄外処理をする。

第3節 (控除) 総資本形成に係る消費税

支出系列(第2章第3節3-B)で求める総固定資本形成及び在庫変動の仕入税額控除できる消費税額の合計値を、同額一括控除する。

第3章 生産者価格表示の県内総生産

経済活動別産出額から、経済活動別中間投入額を差し引くことにより求める。

第4章 固定資本減耗

固定資本減耗は、知的財産生産物（コンピュータソフトウェア、研究・開発等）を含む全ての固定資産について通常の使用に基づく摩損及び損失（減価償却）に加え、予見される火災、風水害、事故等に伴う滅失（資本偶発損）を評価した額である。固定資本減耗は、全て時価（再調達価格）ベースで推計される。

（1）市場生産者の経済活動別固定資本減耗

経済活動別分類全てについて、全国の固定資本減耗比率を準用することとする。

県別経済活動別固定資本減耗額

= 県別経済活動別産出額 × 全国の経済活動別固定資本減耗比率

全国の経済活動別固定資本減耗比率

= 全国の経済活動別固定資本減耗 / 全国の経済活動別産出額

ただし、県民経済計算では「鉱物探査」は推計対象としていないが、この固定資本減耗は僅少であることから、当該計数を含んだ全国の経済活動別固定資本減耗比率を準用する。

地域によって経済活動別（作業分類）の内訳部門での固定資本の装備状況が大きく異なる場合には、内訳部門ごとの固定資本減耗比率を用いることが望ましい。例えば、原子力発電設備がない県において、電気業全体の固定資本減耗比率を使用することは問題となる。発電設備の種類（水力、火力、原子力、その他）によって減耗比率は異なるからである。

このような場合には、内訳部門の固定資本減耗比率は県産業連関表（基本分類）を利用することが考えられる。

（2）非市場生産者（政府）の経済活動別固定資本減耗

第2章第1節17.非市場生産者（政府）を参照

（3）非市場生産者（非営利）の経済活動別固定資本減耗

非市場生産者（非営利）の経済活動ごとに固定資本減耗額を推計する。

県別経済活動別固定資本減耗額

= 県別経済活動別産出額 × 全国の経済活動別固定資本減耗比率

全国の経済活動別固定資本減耗比率

= 全国の経済活動別固定資本減耗 / 全国の経済活動別産出額

第5章 生産者価格表示の県内純生産

生産者価格表示の県内総生産から、固定資本減耗を差し引くことにより求める。

第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

1 生産・輸入品に課される税

a. 範囲

生産・輸入品に課される税は、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産費用の一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」とは区別される。

例としては、関税、消費税、酒税等の内国消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが挙げられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、家賃の一部を構成するものとみなされ、生産・輸入品に課される税として扱われる。また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業における利益の一部も財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。なお、生産・輸入品に課される税は、生産者の付加価値の一部になると同時に、制度部門別所得支出勘定において、一般政府の受取として計上される。

b. 推計方法

生産・輸入品に課される税は原則として納税した経済活動に計上することとし、[積上げによる方法]又は[按分による方法]により推計する。

積上げによる場合は、(1)全ての経済活動が納税していると思われる場合には、全ての経済活動に格付ける(不動産関係税等)、(2)経済活動のうち特定の活動が納税していることが明確である場合には、各経済活動に格付ける(酒税等)。

按分による場合は、全国値(経済活動別)を総生産の自県分の対全国比により分割する。

(1)全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税(税目及び課税主体は〔生産・輸入品に課される税一覧表〕(1-107)を参照)

「市場生産者」は、不動産関係税、自動車関係税、事業所税、印紙収入、消費税別に推計する。

「非市場生産者」は、税制上の非課税等を考慮して、不動産関係税、自動車関係税のみ推計する。

・市場生産者

『国税庁統計年報書』（国税庁）、『地方財政統計年報』（総務省）及び県主管課資料等により県（全国）納税額をとる。（〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照）

なお、ここで求めた納税額に非市場生産者分も含まれている場合は、「非市場生産者」で推計した額を控除する。

・非市場生産者

1) 非市場生産者（政府）

決算書又は直接照会により生産・輸入品に課される税額をとる。

2) 非市場生産者（非営利）

全国値（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）を総生産の自県分の対全国比により、分割する。

3) 市場生産者について〔積上げによる方法〕による場合には「1) 2)」で求めた生産・輸入品に課される税額をそれぞれ不動産関係税分と自動車関係税分に分離し、さらに不動産関係税については性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）に分離する。

不動産関係税分と自動車関係税分に分離する際には不動産関係税、自動車関係税の納税額（非市場生産者分控除前）の構成比を用いる。

不動産関係税について性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）に分離する際には、不動産関係税の納税額（政府・非営利分控除前）の性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）の構成比を用いる。

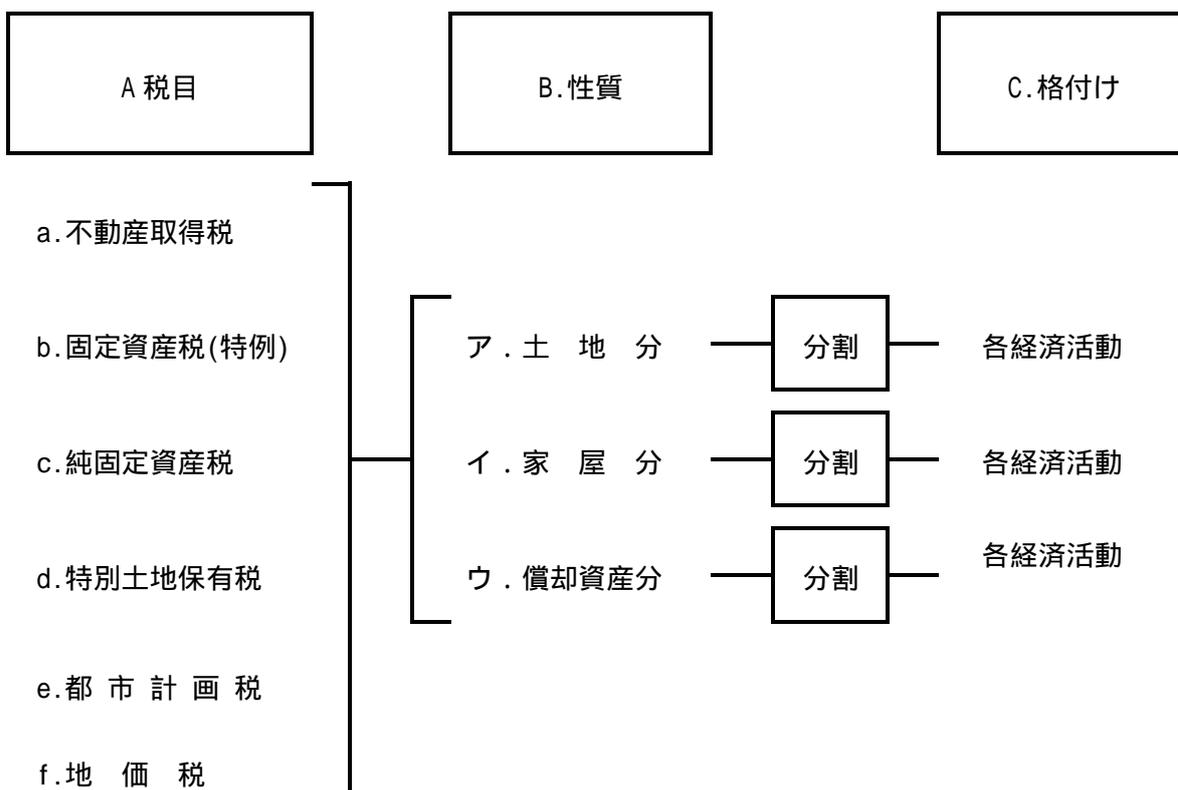
「3)」で分離した生産・輸入品に課される税額は市場生産者の推計の際の納税額から控除すること。

[市場生産者の生産・輸入品に課される税を積上げにより推計する場合の具体的推計方法]

不動産関係税

不動産取得税、固定資産税（特例分）、純固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、地価税

各税の納税額（〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照）を性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）に分離してから経済活動別に分割する。なお、性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）の段階で非市場生産者分を控除する。



A. 税目

a. 不動産取得税

『道府県税の課税状況等に関する調』（総務省）の「土地調定額」及び「家屋調定額」の構成比をもって「ア．土地分」と「イ．家屋分」に分離する。

b . 固定資産税（特例）

「ウ．償却資産分」とする。

c . 純固定資産税

『地方財政統計年報』（総務省）の「土地」₁、「家屋」₁、「償却資産」を「ア．土地分」₁、「イ．家屋分」₁、「ウ．償却資産分」に計上する。

d . 特別土地保有税

「ア．土地分」とする。

e . 都市計画税

「*c* . 純固定資産税」における「ア．土地分」₁、「イ．家屋分」₁の構成比を準用する。

f . 地価税

「ア．土地分」とする。

B . 性質

「A . 税目・a . 不動産取得税～f . 地価税」の性質別（ア．土地分、イ．家屋分、ウ．償却資産分）の計数をそれぞれ加算する。

C . 格付け

ア . 土地分（住宅賃貸業分、その他の経済活動分に分割する）

・住宅賃貸業分

土地分の納税額 × 分割比率

分割比率：『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）の「住宅用地にかかる課税標準額」 / 「土地にかかる課税標準額」 とする。

・その他の経済活動分

その他の経済活動分は土地分から住宅賃貸業分を控除した残差とする。

また、各経済活動への分割比率は総生産を用いるが、住宅賃貸業（上記推計済）はゼロとする。

イ．家屋分

家屋分の納税額 × 分割比率

分割比率：全経済活動別の総生産を用いる。

ウ．償却資産分

「イ．家屋分」の比率を準用するが、住宅賃貸業分は除く。

自動車関係税

自動車関係の税（自動車重量税、自動車重量税（譲与分）、自動車税、自動車取得税、軽自動車税）は家計が負担している部分があるので、便宜的に 1/2 を生産・輸入品に課される税とする。

納税額（非市場生産者分控除後） × 経済活動別分割比率

納 税 額：〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

経済活動別分割比率：次式により経済活動別自動車ストック額を推計し、この比率を用いる。

$$\begin{aligned} \text{経済活動別自動車ストック額} &= \text{県別経済活動別産出額} \\ &\quad \times (\text{経済活動別自動車ストック額 (全国値)}) \\ &\quad / \text{経済活動別産出額 (全国値)} \end{aligned}$$

県別経済活動別産出額：第1章での推計値をとる。

事業所税

納税額 × 経済活動別分割比率

経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いるが、税制上の非課税を考慮して農業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、運輸・郵便業のうち郵便業及び保険衛生・社会事業は除く。

印紙収入

納税額 × 経済活動別分割比率

納 税 額：〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

経済活動別分割比率：経済活動別の総生産を用いる。

消費税

消費税は「納税額」から「還付金」を控除し、「設備投資及び在庫投資に係る控除額」を加算したものとする。

しかし、支出系列（資本形成されたもの）では「設備投資及び在庫投資に係る控除額」が税額から控除されて計上されているため、生産系列においては「その他」の項目を設けて一括控除し、支出系列と生産系列を一致させることとする。

推計方法の概要は「市場生産者の消費税」は納税義務が生じた場所（事業所）と納税地（企業）が必ずしも一致しないことを考慮し、個人事業者（事業所ベース）は直接推計、法人（企業ベース）は全国分割とし、分割比率は税の性格から総生産（付加価値）を用いる。さらに、各経済活動部門への分割も総生産（付加価値）を用いる。

$$\text{消費税額} = \{ \text{納税額} (a . \text{個人事業者納税額} + b . \text{法人納税額}) - c . \text{還付金額} + d . \text{設備・在庫投資控除額} \} \times e . \text{経済活動別分割比率}$$

a . 個人事業者納税額：各国税局の統計書よりとる。〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

b . 法人納税額：全国納税額 × 分割比率

全 国 納 税 額：『国税庁統計年報書』（国税庁）よりとる。〔生産・輸入品に課される税一覧表〕参照

分 割 比 率：非課税業種を考慮して（「e . 経済活動別分割比率」参照）総生産の対全国比を求める。

c . 還 付 金 額：全国還付金額 × 分割比率

全 国 還 付 金 額：『国税庁統計年報書』（国税庁）より、消費税の還付金額をとる。

分 割 比 率：『国税庁統計年報書』（国税庁）より、消費税の収納済額の対全国比を求める。

d . 設備・在庫投資控除額：支出系列で推計した全額（企業設備分 + 在庫品増加分）を計上する。

e . 経済活動別分割比率：「市場生産者」の各経済活動別部門への分割は総生産を用いるが、以下の特定業種の取扱いについては注意して行う。

金融業：FISIM分は消費税なし（手数料のみ課税対象）

保険業：保険業は非課税扱いのため消費税なし

不動産業（住宅賃貸業）：消費税なし

教育：学校教育法に規程する学校等については、非課税扱いとなるので消費税なし

保健衛生・社会事業（医療・保健・介護）：非課税扱いとなるので消費税なし

（2）特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税

〔生産・輸入品に課される税一覧表〕に沿っており、特定の経済活動にそれぞれ格付ける。

なお、国有資産等所在市町村交付金とは特別会計が市町村に対して支払う交付金であるため生産・輸入品に課される税とする。また、関税と輸入品商品税は産業別に配分せずに、「輸入品に課される税・関税」として一括計上する。

第6章 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

生産・輸入品に課される税 経済活動別格付一覧表

区分			税目	作業分類	
中央	国税	一般会計	消費税		
			関税		
			酒税	* 飲料製造業	
			たばこ税	* たばこ製造業	
			揮発油税	* 石油製品製造業	
			石油ガス税	* 小売業	
			航空機燃料税	* 航空運輸業	
			石油石炭税	* 鉱業	
			自動車重量税の1/2		
			とん税	* 水運業	
			印紙収入		
			地価税		
			電源開発促進税	* 電気業	
			揮発油税（譲与分）		
			特別会計	地方揮発油税	
				たばこ特別税	* たばこ製造業
				石油ガス税（譲与分）	* 小売業
				航空機燃料税（譲与分）	* 航空運輸業
				自動車重量税の1/2(譲与分)	
	税以外	公納付金	特別とん税	* 水運業	
			日本中央競馬会納付金	* 娯楽業	
			預金保険機構納付金	* 金融業	
			環境再生保全機構賦課金収益		
エネルギー対策特別会計納付金			* 鉱業		
特定アルコール譲渡者納付金			* 卸売業		
その他			旧税（その他）		

区分			税目	作業分類		
地方	都道府県税	普通税	地方消費税			
			不動産取得税			
			固定資産税（特例分）			
			自動車取得税の1/2			
			軽油引取税	* 卸売業		
			自動車税1/2			
			鉱区税	* 石炭鉱業		
			道府県たばこ税	* たばこ製造業		
			ゴルフ場利用税	* 娯楽業		
			道府県法定外普通税	* 分類不明		
			目的税	道府県法定外目的税		
			旧法による税	旧法による税	* 分類不明	
			市町村税	普通税	固定資産税	
					軽自動車税の1/2	
	鉱産税	* 金属鉱業				
	特別土地保有税					
	市町村たばこ税	* たばこ製造業				
	市町村法定外普通税	* 分類不明				
	目的税	都市計画税				
	事業所税					
	入湯税	* 旅館・その他の宿泊所				
	市町村法定外目的税					
	旧法による税	旧法による税	* 分類不明			
税以外	交付金	交付金				
	その他	収益事業収入	* 娯楽業			
		発電水利使用料	* 電気業			
		法定外目的税 （産業廃棄物税）	* 当該産業（目的税に応じて格付ける）			

区分			税目	作業分類
地方	税外	交付金	国有資産等所在市町村交付金	公的活動の活動分類格付けに応じる。

- ・上記中、「*」の税については、納税義務者が明らかであることから、該当経済活動に配分している。
- ・「」（空白）は、当該年の県内総生産比率等を用い、全経済活動に配分する。ただし非課税の経済活動は除く。
- ・下記の印紙収入は「生産・輸入品に課される税」に該当しない。
「自動車特別会計 自動車検査登録勘定」の「検査登録印紙収入」
当該勘定は公的非金融企業に格付けされ、この印紙収入は「租税」ではなく、「検査登録手数料収入」として分類され、サービスの対価として公的非金融のサービス業の産出額に計上される。

2 （控除）補助金

a . 概念・定義・範囲

補助金は、一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。

なお、非市場生産者が経常補助金を受け取ることはない。

非市場生産者（非営利）の経済活動や家計への経常的交付金は補助金ではなく経常移転として扱われる。また、市場生産者に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

食料安定供給特別会計の一般会計からの繰入は、経常補助金とみなす。

b . 経済活動格付け

補助金の経済活動への格付けについては、補助金の内容や交付先を考慮して行う。

c . 推計方法

[積上げによる方法] 又は [按分による方法] により推計する。

[積上げによる方法]

中央政府から市場生産者への補助金、 地方政府経由の補助金、 地方公営企業への補助金別に推計する。

中央政府から市場生産者への補助金

補助金総覧、財政収支調査、決算統計などから、該当する国の補助金を各種指標により按分して、対応する経済活動に格付ける。

地方政府経由の補助金

県分については、県決算書及び県主管課資料等よりとり、経済活動に格付ける。

市町村分については、地方財政状況調査等より積算する。

地方公営企業への補助金

県主管課資料等よりとり、以下のように格付ける。

目	経済活動	目	経済活動
上水道	水道業	と畜場	食料品
工業用水道	水道業	観光施設	その他の対個人サービス
簡易水道	水道業	宅地造成	建設業
交通	運輸業	有料道路	運輸業
電気	電気業	駐車場整備	運輸業
ガス	ガス業	その他	その他の対個人サービス
病院	医療・保健		
港湾整備	運輸業		
市場	卸売業		

[按分による方法]

全国値（経済活動別補助金）を総生産の自県分の対全国比により分割する。

第7章 県内純生産（要素費用表示）

第8章 雇用者報酬

第9章 営業余剰・混合所得

第7章 県内純生産（要素費用表示）

生産者価格表示の県内純生産から、生産・輸入品に課される税を差引き、補助金を加えることにより求める。

第8章 雇用者報酬

県内ベースの雇用者報酬を推計する。

第二部「分配系列」の推計方法を参照。

第9章 営業余剰・混合所得

県内純生産（要素費用表示）から、雇用者報酬を差し引くことにより求める。

第 10 章 連鎖方式による実質県内総生産（生産側）

連鎖方式の基本算式は以下のとおり。

$$LV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i Q_{t-1}^i} \times LV_{t-1}$$

LV_t t 年度の実質値（連鎖方式）

P_t^i i 財の t 年度の価格指数

Q_t^i i 財の t 年度の実質値

県民経済計算においては、経済活動別（主要系列表 1）の実質県内総生産を連鎖方式によって求める。

基本的には、使用するデフレーターは国民経済計算の暦年値を年度転換し、まず産出額、中間投入額の前年度基準の実質値を計算し、前年度基準の実質総生産額（＝実質産出額 - 実質中間投入額）を求める。

次に前年度基準の実質総生産の対前年度増減率を求め、これを推計開始年次の名目総生産額に順次乗じることによって、連鎖方式の実質総生産額を求める。

ここで使用する年度デフレーターは国民経済計算の暦年値を月次ないし四半期別価格指数で下記のように、年度転換する。

価格指数として使用する全国値のデフレーターは、国民経済計算の主要系列表 3. 経済活動別国内総生産（デフレーター：連鎖方式）の表章項目に対応したデフレーターとする。

年度デフレーター＝暦年デフレーター（全国値）×（年度価格指数 / 暦年価格指数）
 年度価格指数、暦年価格指数は、投入産出物価指数（日本銀行）等であり、具体的には、「表 1 国民経済計算・生産系列連鎖 DF の年度転換に用いるデータ」を参照。

県民経済計算での連鎖方式による実質化の計算手順の概略は、次のとおりである。

（記号）

LV_t : t 年度の実質値（連鎖方式） 平成 23 年暦年価格

P_t : t 年度のデフレーター（価格指数） 平成 23 暦年 = 1.00

Q_t : t 年度の実質値（数量）

d : 対前年度比

上添字 x : 産出

m : 中間投入

v : 総生産

i : 経済活動 $i = 1 \sim n$

s : 経済活動計（ $i = 1 \sim n$ の合計）

下添字 t : 年度 $t = 1 \sim T$ 。

なお、下記式の（a）：経済活動（市場生産者）別（ i ）の実質化、（b）は経済活動計（ $i = 1 \sim n$ の合計）の実質化に関する計算である。

t 年度の前年度基準の実質産出額

= t 年度の名目産出額

/（ t 年度の産出デフレーター / $t - 1$ 年度の産出デフレーター）

$$(a) \quad P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} = \frac{P_t^{xi} Q_t^{xi}}{P_t^{xi} / P_{t-1}^{xi}}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{xs} Q_t^{xs} = \sum_{i=1}^n \frac{P_t^{xi} Q_t^{xi}}{P_t^{xi} / P_{t-1}^{xi}} = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi}$$

t 年度の前年度基準の実質中間投入額

= t 年度の名目産出額

/（ t 年度の中間投入デフレーター / $t - 1$ 年度の中間投入デフレーター）

$$(a) \quad P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi} = \frac{P_t^{mi} Q_t^{mi}}{P_t^{mi} / P_{t-1}^{mi}}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{ms} Q_t^{ms} = \sum_{i=1}^n \frac{P_t^{mi} Q_t^{mi}}{P_t^{mi} / P_{t-1}^{mi}} = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}$$

t 年度の前年度基準の実質総生産額

= t 年度の前年度基準の実質産出額 - t 年度の前年度基準の実質中間投入額

$$(a) \quad P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi} = P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} - P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}$$

$$(b) \quad P_{t-1}^{vs} Q_t^{vs} = \sum_{i=1}^n (P_{t-1}^{xi} Q_t^{xi} - P_{t-1}^{mi} Q_t^{mi}) = \sum_{i=1}^n P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}$$

t 年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

= t 年度の前年度基準の実質総生産額 / $t-1$ 年度の名目総生産額

$$(a) \quad dP_{t-1}^{vi} Q_t^{vi} = \frac{P_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}}{P_{t-1}^{vi} Q_{t-1}^{vi}}$$

$$(b) \quad dP_{t-1}^{vs} Q_t^{vs} = \frac{P_{t-1}^{vs} Q_t^{vs}}{P_{t-1}^{vs} Q_{t-1}^{vs}}$$

t 年度の連鎖方式の実質総生産額の一次推計値（推計開始年は平成 18 年度）

= 推計開始年（18）年度の名目総生産額

×（19）年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

×（20）年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

...

× T 年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率

$$(a) \quad P_{18}^{vi} Q_t^{vi} = P_{18}^{vi} Q_{18}^{vi} \times \prod_{t=19}^T dP_{t-1}^{vi} Q_t^{vi}$$

$$(b) \quad P_{18}^{vs} Q_t^{vs} = P_{18}^{vs} Q_{18}^{vs} \times \prod_{t=19}^T dP_{t-1}^{vs} Q_t^{vs}$$

t 年度の連鎖方式の実質総生産額（平成 23 暦年基準）
 = t 年度の上記 の一次推計値 ×（平成 23 年度の平成 23 暦年基準
 の実質総生産額 / 平成 23 年度の上記 の一次推計値）

平成 23 年度の平成 23 暦年基準の実質総生産額
 =（平成 23 年度名目産出額 / 平成 23 年度産出デフレーター）
 -（平成 23 年度名目中間投入額 / 平成 23 年度中間投入デフレーター）

$$(a) \quad LV_t^i = P_{18}^{vi} Q_t^{vi} \times \frac{Q_{23}^{vi}}{P_{18}^{vi} Q_{23}^{vi}}$$

$$Q_{23}^{vi} = \frac{P_{23}^{xi} Q_{23}^{xi}}{P_{23}^{xi}} - \frac{P_{23}^{mi} Q_{23}^{mi}}{P_{23}^{mi}}$$

$$(b) \quad LV_t^s = P_{18}^v Q_t^v \times \frac{Q_{23}^{vs}}{P_{18}^{vs} Q_{23}^{vs}}$$

$$Q_{23}^{vs} = \sum_{i=1}^n Q_{23}^{vi}$$

なお、平成 23 年基準改定より連鎖方式の計算方法の手順を上式のように改め、国民経済計算に準拠することとした。

また、表章についても、計算された連鎖方式による実質値を計上するものとする。

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

表 1 . 国民経済計算・生産系列連鎖 D F の年度転換に用いるデータ

(その 1) 産出額の年度転換

	産出額の年度転換データ		備考	
	資料名	データ名あるいは項目		
1. 農林水産業				
(1) 農業	「国内企業物価指数」(日本銀行)	農産物、畜産物	統合(指数のウェイト)	
(2) 林業	同上	林産物		
(3) 水産業	同上	水産物		
2. 鉱業	同上	鉱産物		
3. 製造業				
(1) 食料品	「製造業部門別投入・産出物価指数」 (日本銀行)	飲食料品(産出)	統合(指数のウェイト)	
(2) 繊維製品		繊維製品(産出)		
(3) パルプ・紙・紙加工品		パルプ・紙・板紙・加工紙(産出)、 紙加工品(産出)		
(4) 化学		化学製品(産出)		
(5) 石油・石炭製品		石油・石炭製品(産出)		
(6) 窯業・土石製品		窯業・土石製品(産出)		
(7) 一次金属		鉄鋼(産出)、非鉄金属(産出)		統合(指数のウェイト)
(8) 金属製品		金属製品(産出)		
(9) はん用・生産用・業務用機械		はん用機械(産出)、 生産用機械(産出)、 業務用機械(産出)		統合(指数のウェイト)
(10) 電子部品・デバイス		電子部品(産出)		
(11) 電気機械		電気機械(産出)		統合(指数のウェイト)
(12) 情報・通信機器		情報・通信機器(産出)		
(13) 輸送用機械		輸送機械(産出)		
(14) 印刷業		印刷・製版・製本(産出)		
(15) その他の製造業		木材・木製品(産出) 家具・装備品(産出) なめし皮・毛皮・同製品(産出) ゴム製品(産出) プラスチック製品(産出) その他の製造工業品(産出)		
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業				
(1) 電気業	「国内企業物価指数」(日本銀行)	電力	統合	
(2) ガス・水道・廃棄物処理業				
(市場生産者) ガス・水道・廃棄物処理業	「国内企業物価指数」(日本銀行)	都市ガス、水道		・ の統合: 指数ウェイト
(政府) 下水道	「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)	下水道	・ の統合: 国民経済計算 の産出額ウェイト	
(政府) 廃棄物	同上	廃棄物処理	・ 下水道と廃棄物処理の指数に は、政府を含む	
5. 建設業	建設工事費デフレーター(国土交通省)	建設総合 D F		
6. 卸売・小売業				
(1) 卸売業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 D F		
(2) 小売業	同上	同上		

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

	産出額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
7. 運輸・郵便業 (市場生産者) 運輸・郵便業 (政府) 水運施設管理 (政府) 航空施設管理 (国営)	「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)	運輸・郵便	運輸・郵便指数には政府を含む。
8. 宿泊・飲食サービス業	「消費者物価指数」(総務省)	一般外食、宿泊料	統合(指数のウェイト)
9. 情報通信業			
(1) 通信・放送業	「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)	固定電気通信、移動電気通信、放送	統合(指数のウェイト)
(2) 情報サービス、映像音声文字情報制作業	同上	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、新聞、出版	統合(指数のウェイト)
10. 金融・保険業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
11. 不動産業			
(1) 住宅賃貸業	「消費者物価指数」(総務省)	家賃	
(2) その他の不動産業	「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)	不動産	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業			統合
(市場生産者) 専門・科学技術・業務支援サービス業 (政府) 学術研究 (非営利) 自然・人文科学研究機関	「毎月勤労統計」(厚生労働省) 「国民経済計算年報」(内閣府) 「国民経済計算年報」(内閣府)	賃金指数(全国、学術研究、専門・技術サービス、現金給与総額) 政府最終消費支出DF 対家計民間非営利団体最終消費支出DF	の統合: 国民経済計算の産出額ウェイト
13. 公務	「国民経済計算年報」(内閣府)	政府最終消費支出DF	
14. 教育			統合
(市場生産者) 教育 (政府) 教育 (非営利) 教育	「毎月勤労統計」(厚生労働省) 「国民経済計算年報」(内閣府) 「国民経済計算年報」(内閣府)	賃金指数(全国、学術研究、専門・技術サービス、現金給与総額) 政府最終消費支出DF 対家計民間非営利団体最終消費支出DF	の統合: 国民経済計算の産出額ウェイト
15. 保健衛生・社会事業			統合
(市場生産者) 保健衛生・社会事業 (政府) 保健衛生・社会福祉 (非営利) 社会福祉	「消費者物価指数」(総務省) 「国民経済計算年報」(内閣府) 「国民経済計算年報」(内閣府)	保健医療サービス、介護料 政府最終消費支出DF 対家計民間非営利団体最終消費支出DF	の統合: 指数ウェイト の統合: 国民経済計算の産出額ウェイト
16. その他のサービス			統合
自動車整備・機械修理業 会員制企業団体 娯楽業 洗濯・理容・美容・浴場業 その他の対個人サービス業(分類不明含む) (政府) 社会教育 (非営利) 社会教育 (非営利) その他	「企業向けサービス価格指数」(日銀) 「毎月勤労統計」(厚生労働省) 「消費者物価指数」(総務省) 同上 同上 「国民経済計算年報」(内閣府) 「国民経済計算年報」(内閣府) 同上	自動車整備、機械修理 賃金指数(産業計 現金給与総額) 入場・観覧・ゲーム代 理美容サービス 補習教育、月謝類 政府最終消費支出DF 対家計民間非営利団体最終消費支出DF 同上	の統合: 国民経済計算の産出額ウェイト の統合: 国民経済計算の産出額ウェイト 統合(指数のウェイト)
輸入品に課される税・関税	「国民経済計算年報」(内閣府)	輸入DF	
(控除) 総資本形成に係る消費税	「国民経済計算年報」(内閣府)	民間総固定資本形成DF	

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

（その 2）中間投入額の年度転換

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
1. 農林水産業			
(1) 農業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
(2) 林業	同上	同上	
(3) 水産業	同上	同上	
2. 鉱業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
3. 製造業			
(1) 食料品	「製造業部門別投入・産出物価指数」 (日本銀行)	飲食料品(投入)	
(2) 繊維製品	同上	繊維製品(投入)	
(3) パルプ・紙・紙加工品	同上	パルプ・紙・木製品(投入)	
(4) 化学	同上	化学製品(投入)	
(5) 石油・石炭製品	同上	石油・石炭製品(投入)	
(6) 窯業・土石製品	同上	窯業・土石製品(投入)	
(7) 一次金属	同上	鉄鋼(投入)、非鉄金属(投入)	統合(指数のウェイト)
(8) 金属製品	同上	金属製品(投入)	
(9) はん用・生産用・業務用機械	同上	はん用機械(投入)、 生産用機械(投入)、 業務用機械(投入)	統合(指数のウェイト)
(10) 電子部品・デバイス	同上	電子部品(投入)	
(11) 電気機械	同上	電気機械(投入)	
(12) 情報・通信機器	同上	情報・通信機器(投入)	
(13) 輸送用機械	同上	輸送機械(投入)	
(14) 印刷業	同上	その他の製造工業品(投入)	
(15) その他の製造業	同上	プラスチック・ゴム(投入) その他の製造工業品(投入)	統合(指数のウェイト)
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
(1) 電気業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
(2) ガス・水道・廃棄物処理業	同上	同上	
(市場生産者) ガス・水道・廃棄物処理業			
(政府) 下水道			
(政府) 廃棄物			
5. 建設業	建設工事費デフレーター(国土交通省)	建設総合DF	
6. 卸売・小売業			
(1) 卸売業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
(2) 小売業	同上	同上	
7. 運輸・郵便業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	
(市場生産者) 運輸・郵便業			
(政府) 水運施設管理			
(政府) 航空施設管理 (国公営)			
8. 宿泊・飲食サービス業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要DF	

第 10 章 連鎖方式による実質国内総生産（生産側）

	投入額の年度転換データ		備考
	資料名	データ名あるいは項目	
9. 情報通信業			
(1) 通信・放送業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
(2) 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	同上	同上	
10. 金融・保険業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
11. 不動産業	同上	同上	
(1) 住宅賃貸業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
(2) その他の不動産業	同上	同上	
12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
(市場生産者) 専門・科学技術、業務支援 サービス業 (政府) 学術研究 (非営利) 自然・人文 科学研究機関			
13. 公務			
14. 教育	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
(市場生産者) 教育 (政府) 教育 (非営利) 教育			
15. 保健衛生・社会事業	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
(市場生産者) 保健衛生・社会事業 (政府) 保健衛生、社会福祉 (非営利) 社会福祉			
16. その他のサービス	「国民経済計算年報」(内閣府)	国内需要 DF	
(市場生産者) その他サービス (政府) 社会教育 (非営利) 社会教育 (非営利) その他			
輸入品に課される税・関税			
(控除) 総資本形成に係る消費税			